

会報

第 131 号

◇エッセー

三紙に驢字を見て 高橋良平九州大学長

■諸会議議事要録

理事会

第87回総会

第54回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

入試改善特別委員会

大学院問題特別委員会

教員養成制度特別委員会

■要望書

教育・研究条件の整備充実に関する「要望書」

国立大学の学生納付金の改定について（要望）

■資 料

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）」に対する意見

大学審議会「大学院部会における審議の概要（その2）」に対する意見

大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要（平成2年7月30日）」に対する意見

国立大学協会

平成3年2月

会 報

平成3年2月 第131号

第41巻第1号通巻第131号

平成3年2月号

国立大学協会

●エッセー

三紙に驢字を見て 九州大学長 高橋 良平 5

諸 会 合（平成 2 年 10 月～12 月末までの開催会議） 10

【事業報告】

諸会議議事要録（平成 2 年 10 月～12 月）

理 事 会（11.2） 11

会務報告

協 議

北陸先端科学技術大学院大学の加入について

特別委員会委員の交代について

第 87 回総会の日程について

第 88 回総会の日時・場所について

各委員会委員長報告と協議

入試について

各国立大学の平成 4 年度第 2 次試験の実施方式・実施日程について

大学審議会への対応について

理 事 会（11.15） 21

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その 2）」に対する意見（案）の一部修正について

大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」（平成 2 年 7 月 30 日）に対する意見（案）について

第 87 回総会〔第 1 日〕（11.14） 22

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議

各地区学長会議の状況報告

入学者選抜について

大学審議会の「審議の概要（その 2）」等について

第 87 回総会〔第 2 日〕（11.15） 32

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その 2）」に対する意見について

大学審議会「大学院部会における審議の概要（その 2）」に対する意見について

大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」（平成 2 年 7 月 30 日）に対する意見（案）について

当面の諸問題について——教育・研究環境の改善策——

第 54 回事務連絡会議（11.16） 34

総会状況報告

大学入試センター連絡事項

文部省連絡事項

第1常置委員会(10.3)	41
大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」及び「学位授 与機関に関する審議の概要」について	
「国立大学の役割と今後の課題」について	
第1常置委員会(10.26)	42
国立大学の財政に関する教官調査について	
大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」及び「学位授 与機関に関する審議の概要」について	
第2常置委員会(12.10)	44
「平成3年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する 情報交換事務取扱要領(案)」について	
推薦入学について	
婦国子女特別選抜の取扱いについて	
受験機会の複数化に伴う入学者選抜に関する問題点について	
色覚障害者の教員採用に対する配慮について	
第3常置委員会(10.17)	48
就職協定について	
学生の国民年金加入問題について	
保健管理センターからの要望について	
次期委員長の選出について	
第4常置委員会(12.10)	51
教職員の待遇改善について	
第5常置委員会(10.19)	54
平成2年度外国大学長招致事業について	
留学生問題に関する報告の取りまとめについて	
委員長の交代について	
第6常置委員会(11.13)	57
専門委員の交代について	
大学財政基盤調査研究委員会のアンケート調査案について	
(第74回) 入試改善特別委員会(10.19)	59
報告事項	
国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領・実施細目等(案) の作成について	

(第75回) 入試改善特別委員会 (11.27)	61
大学入試センターからの報告	
国立大学の入試制度の検討について	
大学院問題特別委員会 (10.12)	63
大学審議会「大学院部会における審議の概要(その2)」について	
教員養成制度特別委員会 (10.18)	64
「大学における教員養成に関する調査」第三次報告案の検討について	
■第87回総会国立大学協会事業報告	66
諸会合	
要望書その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	

【要 望 書】

教育・研究条件の整備充実に関する「要望書」	70
国立大学の学生納付金の改定について(要望)	71

【資 料】

大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」に対する意見	72
大学審議会「大学院部会における審議の概要(その2)」に対する意見	76
大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要(平成2年7月30日)」に対する意見	79
理事及び監事総会互選要領等の一部変更について	81

【そ の 他】

新規加入大学	82
学長等の異動	82

編集後記

三紙に驢字を見て――

1991年は21世紀にむけての最終ディケードの幕開けの年であり、いうまでもなく、冷戦解消後の新秩序を構築し、21世紀の平和世界の到来にむけて第一歩を踏み出す重要な年である。瞬時に世界中を駆け巡る情報によって益々多様化する国際社会に如何に対峙し、またその中で日本の主体性を如何に構築していくかは、国レベルの問題であると同時に我々自身の問題でもあろう。従来から既に我々文教にあずかるものは、研究なり教育の中で、その趣旨に沿う努力を続けてきたつもりであるが、各種の世評を総合すると残念ながらその努力は評価されるどころか、却って教育・研究の現状は国内外から批判され、幾つかの点では早急な改革を求める声さえ聞こえるようになってきた。特に、国立大学に関する評価は芳しいものではなく、指摘される幾つかの点はむしろ大学自らが反省し、早急に改革しなければならぬものを内蔵しているのを否定しえない。さればこそ、大学審議会の指摘を俟つまでもなく、自らの改革に着手し始めたところである。日本の大学は今や第二次世界大戦後に次ぐ大改革期に直面していると指摘する人が多いが、改革を迫られるに至った幾つかの要因には、内在的なものと外来的なものがある。内因とはいってもなく大学自身の体質、体制の問題であり、大学審議会が要改革と指摘しているものの大部分はこれに当たる。しかしながら、大学の体質それだけで内因となっているものはむしろ少なく、大学の大衆化、近代化を可能ならしめる人的、財政的不足がその遠因となっていることを指摘したい。

そこでまず、国立大学をとりまく財政の現状についてふれておこう。昭和50年以降の緊縮財政時代、特に53年度以降のゼロ・シーリング、マイナス・シーリングの時代からは一般会計歳出予算の対前年度伸び率の低下傾向は益々顕著となり、文部省所管歳出予算ばかりでなく、国立学校特別会計への繰入れもまたその伸びは低く抑えられることとなった。最も身近な教官当積算校費をみると、年々数%の増額をみせてきたものの昭和56、57年をピークとして漸減し、58年度には対前年度比で2.2%の削減となり、それ以降平成2年度の改定に至るまでの7年間は、削減のままの状態が継続している。平成2年度に至って漸く対前年度比で1%の増額がなされたが、それでも57年度水準を回復するに至っていない。さらに、理解し易い数字を挙げれば、消費者物価指数は昭和50年度を100とすると63年までには160に達しているのに、教官当積算校費はこの間123の伸びに止まっており、物価上昇率を下回る状態が長く続いているのである。学生当積算校費もほぼ同じような経過で推移し、平成2年度の1%増額にもかかわらず57年度の水準を回復するに至っていないことも同様である。ただし、緊縮財政下においても大学院の設置、それに伴う教官当積算校費の増額、教育研究特別経費の創設等、国立大学に対する予算は、他の予算項目に比してかなり高い伸び率のもとで増額されてきた事実は認識する必要がある。しかしながら、こうした文部省当局の財政努力にもかかわらず、国立大学の財政的危機は蔽いようもなく顕在化してきており、その典型的な形態として次のものが挙げられよう。即ち昭和43年度の第1次定員削減以来、今日の第7次までの定削によって起こった教育研究経費の実質的目減りである。学生定

員の臨時増募と相まって事務職員の不足が顕著となったので、これを補うために雇用する非常勤職員の費用は、教官当積算校費より支出せざるを得ないが、その額は教官当積算校費の数パーセントに達している。また、教官の定削は通常助手定員を以て行うため、各大学でも助手定員が大幅に削減される結果となり、教授、助教授の負担が増加しているが、加えて研究後継者の育成に支障を来す結果となり、研究組織体制の劣悪化につながる結果も生み出されてきた。さらに、第2に挙げられるものに、研究の高度化に見合う予算の不足がある。年々高度化する研究活動を維持、推進するためには、常に新しい研究機器を導入する必要があるが、これら新型・大型の機器のランニング・コストは高くなる一方であって、維持費を支給される理系の大型機器でさえ、支給期限をすぎれば、これを研究費から支弁しなければならず、また文系でもフィールド・ワークを伴う研究の増大やコンピュータ化の日常化等、格段に支出額は高騰し、現在程度の当校費では到底カバーできない状態となっている。第3として列記し、国立大学の財政的窮乏感を一段と強めているものに、建物などのスペースの狭隘化と施設・設備の老朽化がある。どの国立大学をとってみても、学生定員の増加や大学院生、留学生の増加によって、建物面積は不足かつ老朽化し、大学全体としての不足（未整備）建物は200万㎡、建替を必要とする20年以上の老朽建物は800万㎡に達している。特に国際化を迎えた今日、留学生にかかわる宿舍、研究室は国辱問題になりかねないほど狭隘かつ不十分であり、当事者校としては、財政逼迫感を一入強く感ぜざるをえないのである。大学審議会はその「審議の概要」の中で、高等教育財政の充実に各方面で格

段の努力をすることを要望しているが、国大協第6常置委員会は大学審議会にいわれるまでもなく、この高等教育財政の拡大を計るための方策を検討中であり、国大協会員各位の御賛同を得て、第6常置の下に「大学財政基盤調査研究委員会」を設け、科学研究費の補助金の配分をうけて検討を重ねている。2年の研究期間であるが、平成4年度の国家予算編成時に、予算拡大のための何らかの提言ができるよう研究者一同鋭意努力中であるので、各大学の支援を心から期待し、同時にこの研究課題にかかわる積極的提言、提案を歓迎し、切望したい。

ところで、今回平成3年度生活関連重点化枠獲得活動について、この誌面を借りて報告し、御支援をいただいた学長各位に謝意を表したい。

既に、新聞誌上その他で報告されているように、平成3年度の重点化枠の額は2,000億円で、その配分対象事業範囲は当初限られていたようであるが、関係者の努力で文教施設もその中に含まれることとなった。他省庁では逸早く、重点化枠獲得のために関係団体を後援とした極めて活発な陳情活動を展開していると仄聞したため、急遽第6常置委員会に「施設等小委員会」を設けて要望書を取りまとめるとともに、これをもとに会長を始め各学長の協力を得ながら各関係方面に積極的に要望を行った。

この要望活動の過程で、文教に関心をもっている議員諸公にさえ、国立大学の著しい財政窮乏の実態が必ずしも認識されていないことが分かり大きなショックを受けると同時に、国立大学に関する情報が如何に社会に伝わっていないかを痛感させられた。顕著な学術の新発見とか、スポーツ、学生騒動、入学試験等々はマスコミの好材料になり、努力しなくともニュ

ースの一ページを飾ることとなるが、設備・施設の貧困によって研究活動が思うにまかせない状況にあるといった情報は、今まで学術欄の片隅にも掲載されたことがない。熊谷国大協副会長が某政務次官に文教財政の窮状を訴え、政府の配慮を求めたところ、"そういう訴えはこれまでないではないか"と一喝されたと聞いているが、確かに国立大学は意識的に政治とは距離を置いて、学問の自由を守る姿勢をとり続けてきた。しかしながら、社会からも認められたこの特権を守り続けるためにも、また自由に思索、発想し、研究してその期待に応えるためにも、国家財政の配分に当る機関等に今後は積極的に働きかけていく必要があるのではなかろうか。生活関連重点化枠の配分を受けるための今回の要望の成果は、高々12億という額に終わり、当初に期待した額と大きく隔って決して満足のいくものではなかったが、今回の分は今後9年間続くことになっている予算枠の初年度配分であるので、"非公共事業枠の中への頭出し"と認識し、それなりに12億を評価せざるをえないと考えている。

最終配分決定の中に国立大学12億の字句を読みとったときは^{注)}"三紙に驢字"の諺がふと頭をかすめたが、7対1の公共、非公共事業の配分に、最も非公共的で最も一般民衆の生活関連に縁の薄い文部省の施設が、他省の駿馬(?)の中に埋没せず驢=12億の字として残ったことは、まずは目出度しというべきで、少しは努力の甲斐があったとの思いをかみしめるとともに、各位の御支援に改めて感謝の意を表したいと思う。

注)「紙」は契約書のこと。昔、中国で、ある人が驢馬を買ったところ、作成された三枚綴りの売買契約書の中に驢の字が一字も見当らなかった——三紙無驢——という(『顔氏家訓』より)。当時、驢馬の値段は安く、その売買には契約書をつくるほど大げさではなかったようである。売買契約書にその名がなかったというのは、それほど価値が低いことの比喩。(編集部)

／ 諸 会 合 ／

平成2年10月～12月

- | | | |
|----------|-------|--------------------|
| 10月1日(月) | 13:30 | 第5常置委員会小委員会 |
| 3日(水) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 4日(木) | 13:30 | 第6常置委員会国立大学施設等小委員会 |
| 12日(金) | 13:30 | 大学院問題特別委員会 |
| 17日(水) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 18日(木) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 19日(金) | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:30 | 入試改善特別委員会 |
| 26日(金) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 11月2日(金) | 13:30 | 理事会 |
| 13日(火) | 16:00 | 第6常置委員会 |
| | 17:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 14日(水) | 14:00 | 第87回総会〔第1日〕 |
| 15日(木) | 9:00 | 理事会 |
| | 10:00 | 第87回総会〔第2日〕 |
| | 13:30 | 学長懇談会 |
| | 18:00 | 幹事・専門委員懇談会 |
| 16日(金) | 10:00 | 第54回事務連絡会議 |
| 27日(火) | 10:00 | 入試改善特別委員会 |
| | 13:30 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |
| 30日(金) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| 12月3日(月) | 13:00 | 中国学長団招致シンポジウム |
| 10日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 11日(火) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 13日(木) | 13:00 | 入試改善特別委員会打合せ |
| 18日(火) | 13:30 | 文部省幹部との懇談会 |

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 平成2年11月2日(金) 13:30~17:00

場 所 東京大学山上会館201号室

出席者 有馬会長

態谷, 前川各副会長

伴, 東野, 吉永(東北大学学長事務取扱), 末松, 塩野谷, 青野, 早川, 吉田, 西島, 新野, 金築, 高橋(克), 浅田, 高橋(良), 高田, 井形各理事
松角(第3), 野村(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長

加納, 阪上各監事

関(教員養成), 小林(学術情報), 竹内(教養課程)各特別委員会委員長
(大学入試センター)有江所長, 田保橋副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は来る11月14日, 15日の両日開催される総会前の恒例の理事会であり, 各委員会からのご報告と協議をお願いするが, 入試について, 平成4年度入試等の審議及び大学審議会の部会報告に対する国大協としての意見のまとめ等についても協議をお願いする。

なお, 委員会報告のため各特別委員会の委員長にご出席いただき, また, 大学入試センター試験についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの有江所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

初めに, 学長交代等により初めてご出席の理事及び委員長の方々をご紹介します。

(前 任) (後 任)

理 事 東北大学 大谷 茂盛 吉永 馨
(事務取扱)

理 事 名古屋工業大学 太田 正光 吉田 彌智

第5常置委員会 太田 正光 角田 稔
(名古屋工業大学長) (電気通信大学長)

教養課程に関する 久佐 守 竹内 正幸
特 別 委 員 会 (山形大学長) (埼玉大学長)

なお, ご欠席の連絡があったのは, 筑波大学長の阿南理事及び信州大学長の赤羽理事である。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

I 会務報告

会長より, これについては「資料4」にその概要が記されているので, ここではその要点をご報告したい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

1. 要望書の提出について

(1) 去る6月の第86回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」につ

いては、6月26日、有馬会長、野村第4常置委員会委員長、及び平間事務局長が人事院、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(2) 去る6月の第86回総会においてその取扱いを会長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月8日、前川副会長、野村第4常置委員会委員長、小出同委員会委員及び平間事務局長が大蔵省、総務庁、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その趣旨を説明し要望した。

(3) 去る6月の総会において、教育・研究条件の改善のため、まず関係各方面に国立大学の要望を訴えることとしたが、その一環として、現在、公共投資10カ年計画の国民生活関連経費重点化枠による、平成3年度予算における教育・研究条件の整備充実を図る「要望書」(「資料14」)を第6常置委員会準備され、各学長のご協力を得て10月12日から随時、大蔵省ほか関係各方面に提出した。ご了承をお願いしたい。

2. 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会から本協会に対し、同部会の報告「審議の概要(その2)」についてヒアリングによる意見を求められたので、副会長と協議し、去る10月16日、巽京都工芸繊維大学長、竹内埼玉大学長、高橋岡山大学長にご出席をお願いし、ご意見を述べていただいた。

3. 全国大学高専教職員組合(全大教)との会談について

全大教からの申入れにより、去る10月19日、事務局長の代理として片山事務局次長が全大教

の小山書記長ほか数名と会い、教員賃金改善の要望を聞いた。

4. 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 北陸先端科学技術大学院大学の加入について

会長から、去る10月1日に開学された北陸先端科学技術大学院大学の加入に関し、次の2件について諮られ、いずれも異議なく了承されたので、来る総会に付議することとした。

- ① 当協会への加入について「資料6」
- ② 北陸先端科学技術大学院大学加入に伴う規則の改正(「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」)について「資料7」

2. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料8」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

3. 第87回総会の日程について

会長から、来る11月14日、15日の両日開催の第87回総会の日程を「資料9」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

4. 第88回総会の日時・場所について

会長から、来年春の総会の日時・場所を「資

料10」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いしますが、入試と大学審議会関係は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会、並びに大学審議会の部会報告に対する意見の取りまとめをお願いした第1常置委員会と大学院問題特別委員会の報告はその時にお願いすることにした。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第3常置委員会（松角委員長）

去る10月17日（水）に委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 平成3年度の就職協定について

就職協定の問題について、企業側及び大学側各関係委員会等で今年度の遵守状況を踏まえて種々検討が行われた。

去る10月4日開催された国立大学就職問題連絡協議会及び10月5日開催された国立大学学生部長協議会では、今年度の協定遵守状況は昨年度よりやや前進がみられたとはいえないお問題があるが、平成3年度も引続き協定を存続させこれの遵守に努めることが必要とみなされるとの意見が大勢であった。これを踏まえて、10月17日開催の本委員会で検討のうえ平成3年度就職協定についての方針を確認し、翌10月18日開催された就職問題懇談会において「資料11」のとおり、平成3年度も就職協定を存続させると

もに、その具体的な内容及び遵守方を就職協定協議会で協議することとする旨決議が行われた。

2) 学生の国民年金加入問題について

国民年金法の一部改正に伴い、20歳以上の学生の国民年金加入が義務づけられ、平成3年4月1日から適用されることとなったが、学生本人及び扶養者の経済的負担増に配慮して、保険料の減免措置について目下関係省庁で協議されているところであり、いずれその内容が具体的になるものと思われる。

3) 国立大学の保健管理センターの問題について

保健管理センターの問題については、アンケート調査の実施結果を踏まえ、各大学の実情に即した対策が検討される必要がある旨提言したが、その後、国立大学保健管理施設協議会でも独自に各大学の実情について分析的調査を実施され、その結果をもとに大学審議会等への要望・提言が行われた由である。

4) 委員長の交代について

委員長の学長任期満了に伴う次期委員長の選出を行った結果、篠筈福島大学長を選出した。

(2) 第4常置委員会（野村委員長）

去る6月総会以後、9月10日に小委員会を開催し、次の二つの事項について審議した。

その一つは、人事院勧告についてであり、今年度の勧告内容を踏えてその取扱いについて協議した結果、昨年度と同様今年度も勧告の完全実施について要望書を提出することとし、原案を作成した。

もう一つは、教職員の待遇改善についてである。教室系技術職員については、現在数大学で組織化が図られているところであり、それを見

守りつつ将来の専行職移行へのステップとして「研修」の問題を検討していくことを確認し、また、事務系職員について、いわゆる“団塊の世代”層の待遇問題を取り上げて検討すべきかどうか本委員会に意見をきくこととした。

「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、会長の会務報告にあったが、その後、本委員会の持ち回り承認を得て、会長とも協議のうえ関係方面に提出要望した。

なお、前総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」についても、会務報告のとおり、関係方面に提出し要望した。

(3) 第5常置委員会（角田委員長）

1) 外国大学長招致について

平成2年度の外国大学長招致事業として、中国から大学長3名を招致することとし、文部省と連絡をとりながら目下諸準備をすすめている。「資料12」にその概要が記されているが、来日される学長は、黄達中国人民大学副学長、金同稷大連理工大学学長、及び林理彬四川大学学長の3大学長であり、11月25日から12月4日までの10日間の予定で東大、東京外大、早大、筑波大、大阪大、高エネルギー物理学研究所、及び文部省等を訪問視察するとともに、12月3日には、国大協、文部省及び東大の三者が主催して「日中間の研究者及び留学生交流」をテーマにシンポジウムを開催することになっている。なお、そのパネリストとして、中国の3大学長及び日本側からは第5常置委員会所属の原東京外国語大学学長並びに土山長崎大学学長を予定している。

2) 「留学生問題の現状分析と提言（案）」について

昨年、本委員会所属委員の大学を対象に「留学生に関するアンケート」を実施し、その集計

結果をもとに留学生受入れに伴う諸問題について検討を行い、「資料13」の報告書をまとめた。

報告書は、検討結果の成果を7項目（①日本語教育②受入体制③学位取得④カウンセリング⑤宿舍⑥奨学金⑦授業料免除）に分けて現状と問題点及び改善のための提言の形で取りまとめられている。

3) 委員長の交代について

委員長の学長任期満了に伴う次期委員長の選出を行った結果、角田電気通信大学学長を後任に選出した。

(4) 第6常置委員会（高橋（良）委員長）

1) 第1常置委員会と第6常置委員会との合同会議について

本委員会では、本委員会の下部組織として、「大学財政基盤調査研究委員会」を設置し、大学財政に関する諸問題について調査研究を行っているが、去る8月27日、調査研究委員会委員も加わって第1常置委員会と本委員会との合同会議を開催し、同研究調査委員会の今後の検討に資すべく、種々意見交換を行った。

2) 国立大学施設等小委員会の設置について

文部省では、公共投資10カ年計画の生活関連経費重点化枠の中に国立大学の文教施設費及び大型特別機械設備費を含めるべく財政当局と折衝中である。そこで、会長とも相談し、国大協としてそれに協力する方策を検討するため、急遽、本委員会の下に「国立大学施設等小委員会」を設置した。去る10月4日、同小委員会を開催し、この件について協議した結果、要望書を取りまとめて各関係方面に提出することとし、「資料14」のとおり、教育・研究条件の整備に関する「要望書」を取りまとめた。その後の経緯は会長の会務報告のとおりであるが、関係方面へ

の要望活動にあたって各学長のご協力に感謝申し上げます。

なお、大学財政基盤調査研究委員会では、大学財政問題の検討に資するため、国立大学全教官を対象に教育研究についてのアンケート調査を計画しており、来る11月13日に開催する本委員会においてこの件の具体的検討を行うこととしている。

(5) 学術情報特別委員会（小林委員長）

6月総会において「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」が承認されたので、これを文部省及び文化庁に提出するとともに日本複写権センター設立発起人会にも提出した。

その後、7月9日に本委員会を開催し、著作権審議会第8小委員会（出版者の保護関係）から公表された「報告書」について文化庁著作権課長から説明を受けたうえ種々意見交換を行った。さらに8月9日開催の本委員会には、日本複写権センターの設立発起人会代表の出席を得て同センターの設立準備状況並びに設立後の運営方針について説明を受けたのち質疑応答と意見交換を行った。その際、同センター側から、今後同センターと国大協の両方で専門委員会を設置し、著作権料の徴収等の実務的な事項も含めて検討することが提案されたが、本委員会では協議した結果、本協会と複写権センターとの間には、複写権について基本的に見解の相違があり、今後引続き双方の見解の調整を図る必要がある、との結論に達し、この旨先方に伝えた。

(6) 医学教育に関する特別委員会

（井形委員長）

6月総会において、本委員会が取りまとめた

「大学病院における卒後臨床研修（中間報告案）」が了承されたので、その後これを各関係方面に送付してご意見を伺っているところであり、寄せられたご意見等を踏まえて本委員会としての最終報告を取りまとめたい。

次に、去る9月3日開催の本委員会において、大学審議会の審議への対応について協議した結果、大学院について、医学・歯学系については他の分野と異なる特殊性があることに鑑みて、これについて別途、医学部、歯学部を有する国立大学の意見をまとめてはどうか、ということになった。そこで、関係各大学に「大学院の現状と問題点」についてアンケート調査を行うこととし、10月末日締切りでお願いした。これまでに約30大学から回報をいただき、目下それを整理中であるが、総会にはおおよその傾向をご報告し、総会終了後に委員会を開催して最終的に取りまとめることにしたい。

(7) 教養課程に関する特別委員会

（竹内委員長）

本委員会は、久佐前委員長の下、各大学における教養課程教育に関する実状調査を本年1月17日付及び8月1日付（補充調査）で全国立大学に対して実施した。その結果、すべての大学から回答をいただき、目下専門委員会での整理作業をすすめており、来る総会には「教養課程の改善に関する実情報告——資料集」として冊子にまとめてご報告できると思うが、本日は、報告書の目次（「資料15」）のみご紹介申し上げます。

報告書は、各大学で既に発表された教養課程教育全般の改善についての実情調査のまとめと、それぞれの大学における教養課程教育の特色についてのアンケートに対する回答のまと

め、の二部構成としている。それぞれの大学の一般教育に対する真剣な取り組みを汲みとり、今後の改善に向けての資料として有効に利用されることを期待している。

(8) 教員養成制度特別委員会（関委員長）

6月総会に「大学における教員養成に関する調査」（第二次報告）を提出したのち、7月6日及び9月7日に小委員会、10月18日に本委員会を開催し、残された調査結果の取りまとめをすすめ、この度、第三次の報告を行うこととした。目下印刷製本中であり、総会には冊子として提出報告できるが、本理事会には、口頭でその概要をご説明申し上げることにしたい。

その第三次報告の内容構成の柱は、①一般大学・学部における教職課程等の問題、②教員養成系大学・学部の今後のあり方、③教員の需給関係の今後の予測と課題、④地方教育行政の教員資質向上政策、の四つとなっている。

①では、教職課程の管理運営や教職専門教育の実施及び教育実習の問題等、一般大学の教員養成にとって問題のある部分について、どのような課題があるかを検討した。各大学それぞれに現状と問題点が異なる中で、多くの大学は何らかの改善努力を払っており、調査結果は、近年、教員志望が漸減傾向にある中で、中学校、高等学校教員養成に関して一般大学の果たしている役割は大きく、一般大学の教職課程の問題は、今日の教員養成問題の重要課題の一つであることを示している。

②では、修士課程大学院の設置がすでに全教育学部の50%を超え、博士課程も具体的な検討課題になっている状況の中で、大学院、新課程、附属研究施設、附属学校等の将来像について調査結果をまとめた。今後教員養成系大学・学部

独自の研究としてどのような内容が相応しいか等についても調査結果をもとに意見をまとめたと考えている。

③では、教員需給の将来予測について、第二次報告では各都道府県別に5年平均の予測値であったが、今回、単年度毎の需給数を予測した。それによると、小・中学校教員に対する需要は、北海道、沖縄を除くいずれの都府県においても減少することが予測されており、とくに関東、東海、近畿など日本列島の中央部での減少が著しい傾向にある。また、高校教員に対する需要は、小・中学校教員に対する需要以上に減少し、その度合いは小・中学校教員と同様に、関東、東海、近畿など日本列島の中央部での減少が著しい。

④では、各教育委員会の実施する教員採用試験及び初任者研修制度の取扱いについて、アンケートの結果と各地区別の教員の資質向上に関する会議で提示された問題等を参考に大学の教員養成、大学における教育実習との関係などについての考察をまとめた。

6. 入試について

(1) 第2常置委員会（末松委員長）

去る8月8日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 全国盲学校長会からの申入れについて

全国盲学校長会大学進学対策委員会より、5月14日付文書をもって第2次試験の事前協議について、協議に時間を要する等のことから協議の期間については特に期限を定めずに通年受け付けるようにしてほしい旨要望があった。この件については、以前全国高等学校長協会特殊学校部会からの要望を受けて、平成元年7月に本委員会より、協議の締切日を原則として前年の

12月15日以降としていただきたい旨書面をもって各大学長に依頼した経緯があるが、審議の結果、先方の意向に沿って、特に視覚障害の入学志願者から早期に事前協議の申込みがあった場合においては、速やかに善処していただけるよう各大学に周知することとし、この旨「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項」に追記した。

2) 入学者選抜における色覚障害者への配慮について

去る6月総会の席上、国立大学の中で色覚障害の有無を入学許可要件に加えているところがあるので、改善を図るよう検討してほしい旨発言があった。色覚障害者の入学制限の問題についても、以前本委員会で検討し、大幅な緩和ないしは撤廃の方向で検討していただきたい旨書面で各大学に依頼した経緯があるが、協議の結果、その後大幅に改善されてきているものの、再度、各大学に同趣旨のお願いをすることとし、早速文書を作成のうえ委員長名で各大学に送付した。

3) 私費外国人留学生の入学者選抜上の取扱いについて

私費外国人留学生の入学者選抜については、場合によって国立大学を3～4回受験できることになるが、これは一般受験生との均衡上問題ではないか、とのご意見を理事会（6月1日開催）の席上いただいたので、本委員会として協議した結果、この件については、外国人留学生の特殊性と、現在そのような事例が必ずしも多くはなく他への影響も少ないこと、等から、当面は、特別な扱いも止むを得ない、との結論となった。

4) 平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項について

従前に倣い、「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項」を審議決定し、公立大学協会の了承を得たうえ去る8月23日付をもって各大学長に送付した。昨年度との主な変更点は、前述の①身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱い、及び②色覚障害者に対する配慮、のほか、③大学入試センターの資料提供に関わって、各大学から大学入試センターへの前期日程試験合格者リストの提出期限を従来より3時間早めて3月14日午後5時としたこと、④後期日程試験においては、前期日程試験合格者による相当数の欠席者が見込まれることに鑑み、大学入試センターの「合格状況資料」等を十分に活用されたい旨の文言を追加した、ことである。

以上の説明について、色覚障害者の取り扱いに関わり、色覚障害者の教員採用を制限している実態が間々あるので、何らかの対応を検討してほしい旨意見があり、会長から、この件については第2常置委員会に検討をお願いした旨述べられた。

(2) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

10月19日に委員会を開催し、国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領等について審議を行った。

この件については、先に、「国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領・細目・申し合わせ事項」の原案を7月4日付で各大学長宛に送付し、ご意見があれば10月1日までに回報されたい旨依頼した。その結果、期限までに3件ご意見・ご要望が寄せられたので、それらの内容を中心に審議した。寄せられたご意見・ご要望の内容及びそれに対する本委員会の検討

結果は次のようである。

第1点は、「A日程」及び「B日程」の試験実施開始日を2月25日に固定せず、その前後の日曜日を当てるようにしてはどうか、という意見である。

この件については、これまで本委員会で十分検討してきた問題であるが、私立大学の入試時期との関係などにも配慮して決定された経緯があり、曜日の関係だけで毎年試験開始をずらすことは無理である。したがって原則的な日程は変更しないこととし、試験実施上特別の事情がある大学は、従来どおり、「実施上の申し合わせ」にもとづき第2常置委員会と協議していただくこととした。

第2点は、文部省通知の大学入学者選抜実施要項等で用いられている「個別学力検査」という呼称と、国大協の実施要領等で用いている「第2次試験」という呼称を統一してもらいたい、という意見である。

この件については、昭和63年10月25日の本委員会及び昭和63年11月7日の理事会等で昭和65年度（平成2年度）の実施要領を検討した際に『大学入試センター試験は共通第1次学力試験の延長線上にあるもので、国立大学は、「大学入試センター試験」と「各大学・学部が個別に実施する学力検査等」との組み合わせで入学者の選抜を行うという従来の基本的な枠組みは変わっていないので、当面は従来どおり「第2次試験」と称するのが適当である。』ことが了承されている。しかし、その後月日も経過したことであるので、改めて種々の観点から検討した結果、取り敢えず平成4年度については現状の名称のままとするのが適当であろうという結論になった。

第3点は、平成元年度から連続方式と分離分

割方式の併存による受験機会の複数化が実行される一方、新しく大学入試センター試験が実施されて、一連の改革が具現化された現況に鑑み、今後はある程度の時間をかけ、この着き先を見定めることが重要である、という意見である。

この件については、今後、入試制度の検討を行う場合の基本的な考え方にも関するものであるので、本委員会として十分考慮することとすることとした。

なお、提出期限後寄せられた意見に、前期日程試験にかかる追加合格者決定業務を同日程試験合格者の入学手続き締切後速やかに行えるようにしてほしいとの要望があった。

この件については、委員会に諮ることができなかったもので、若干の委員と協議した結果、意見どおり行えば、後期日程試験の実施時期に前期の追加合格者を決定する場合もあり、混乱が予想され、また、制度全般への影響もあるので、現行どおり、他の日程試験の追加合格者決定と同時にすることが適当であるという結論になった。

以上のほかに、複数の大学から、平成3年度入試に関し、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者の発表日については、現行の実施要領等では最終の期限が規定されているのみであるので、その試験合格者は試験実施後何時からでも発表して差支えないかという問合せがあった。

この件については、「実施要領」の上では、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格発表日はその試験実施後何時からでも開始できるとも解釈できるが、それが「B日程」試験の実施以前であると、事後選択制をとる連続方式試験の理念の上で問題があり、また、「B日程」の試験実施に影響が及ぶことが懸念されるので、「平成

4年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」(案)に、新たに「「A日程」試験及び「前期日程」試験のそれぞれの合格者の発表は、3月6日(「B日程」試験の開始日の翌日)以降からとする。」という一項を追加し、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表の取扱いに混乱が生じないようにすることとした。

以上の検討結果にもとづき、原案に一部修正を加えて「平成4年度実施要領・実施細目・実施上の申し合わせ事項」の最終原案を作成した。それが「資料16」であり、これをご審議いただいたうえ来る総会に提案したい。

なお、第2次試験「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表日の取扱いの件は、時間的な関係で、平成4年度からの改正としたが、可能なかぎり平成3年度入試から適用していただけよう総会の際に各大学にお願いすることとした。

以上の説明があったほか、平成3年度入学者選抜における追加合格者の入学手続き締切り期日について、次のように報告があった。

「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領」の4の(d)において、すべての追加合格者の入学手続き締切り期日(入学手続き第2次締切り期日)は、3月31日とする旨定められている。しかし、平成3年度は3月31日が日曜日に当たるため、この日に入学手続きの受付を行わない大学があることが考えられ、また、30日(土)・31日(日)の両日は金融機関が業務を行っていない、という事情を勘案し、平成3年度入試においては、同要領の同項ただし書きを適用することにより、「4月1日以降の各大学が指定する日」まで入学手続き第2次締切りを延期し、入学手続きを行わせるようご配慮願いた

い旨平成2年10月9日付け第2常置委員会委員長及び入試改善特別委員会委員長の連名による文書で各大学長に依頼した。

以上の説明ののち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領(案)・実施細目(案)・申し合わせ事項(案)」の総会提出について諮られ、異議なくこれが了承された。

(3) 大学入試センター試験等について

大学入試センターの有江所長及び田保橋副所長から、平成3年度大学入試センター試験出願状況(平成2年11月1日現在)等について、配付資料にもとづき説明があった。

7. 各国立大学の平成4年度第2次試験の実施方式・実施日程について

このことについて会長から次のように諮られ、了承された。

11月総会までにまとめることとした平成4年度の各大学の入試実施方式・日程について、昨日までにご回報のあったものを一応別紙のようにまとめた。まだ未定の大学もあるが、今後決定されるものを含め総会でご了承いただいたうえでこれを発表することとしてよろしいか。

8. 大学審議会への対応について

このことについて、初めに会長から次のように述べられた。

去る7月、大学審議会から「大学教育部会における審議の概要(その2)」、「大学院部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」が公表された。昨年7月に公表された大学教育部会及び大学院部会の二

つの部会の「審議の概要」に対しては本年6月、国大協としての意見を取りまとめてそれぞれの部会へ提出したが、今回も前回同様、国大協として何らかの意見をまとめたいと考えた。そこで、去る8月10日付け会長名をもって各大学長宛に意見照会をしたところ、昨日までに56大学からご意見等が寄せられた。それを一括まとめたのが「資料19」であり、これらのご意見等は、逐次、第1常置委員会及び大学院問題特別委員会に回し、ご審議をお願いした。両委員会では、各大学から寄せられたご意見等をもとに部会報告について検討され、それぞれ意見案をまとめられたので、両委員長からその説明をしていただき、ご審議いただきたい。

以上のように述べられたのち、次の順で審議が行われた。

(1) 大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見案について

新野第1常置委員会委員長から、初めに、前総会以後の同委員会の審議経過報告があったのち、次のように述べられた。

配付の意見案は、各大学から寄せられたご意見等をもとに、本委員会で種々検討し作成したものであるが、文章整理に手間どり、まだ最終案にはなっていない。そこで、これについて本理事会でご意見をいただき、それを踏まえて本委員会として最終的に意見案を取りまとめさせていただきたいと考える。

ついで同委員長から、「大学教育部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見(案)「資料17」について説明があった。

同案について特に異議がなかったので、会長から次のように諮られた。

基本的に問題があれば別であるが、意見案は委員会として最終的にまとめたものではないということであり、時間の関係もあるので、同案についてご意見があれば至急新野委員長宛に寄せていただき、同委員会でそれを勘案して総会までに最終案を取りまとめていただくこととしては如何か。

この会長の提案は異議なく了承された。

(2) 大学審議会「大学院部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見案について

高橋大学院問題特別委員会委員長から、初めに、前総会以後の同委員会の審議経過報告があったのち、次のように述べられた。

大学審議会の報告のうち、「学位授与機関」については、前回、大学教育部会及び大学院部会の両部会報告で別々に報告されていたのが、今回は両部会合同で一本化して報告されている。これに対する意見の取りまとめが第1常置委員会ですすめられているので、これの本委員会としての取扱いを協議した結果、第1常置委員会の審議と重なる面はあるが、主として大学院の観点から別途意見を取りまとめることとするともに、この取扱いを理事会に委ねることとした。

ついで同委員長から、「大学院部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見(案)「資料18」について説明があった。

同案について若干の意見交換ののち、会長から次のように諮られ、了承された。

まだ、ご意見もあろうが、時間の関係もあるので、なおお気付きの点を高橋委員長にお寄せいただき、同委員長にそれを踏まえて総会へ提出する最終案を作成していただくことにしては如何か。

(3) 「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見案の取扱いについて

このことについて、会長から次のように述べられた。

「学位授与機関に関する審議の概要」については、第1常置委員会及び大学院問題特別委員

会両委員会それぞれ意見案を取りまとめたが、これの取扱いについてご協議いただきたい。これについては、各部会の「審議の概要(その2)」に対する意見と切り離して別個に意見案をまとめるか、それとも、両委員会のいずれかで意見を統括していただくか、の二つの方法が考えられるが、ご意見を伺いたい。

これについて協議が行われた結果、両部会の部会報告に対する意見と別個に扱うこととし、両委員長協議の上原案を作成することとした。以上をもって、議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成2年11月15日(木) 9:00~10:00

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 有馬会長

熊谷、前川各副会長

伴、東野、西澤、阿南、末松、塩野谷、赤羽、青野、早川、吉田、西島、新野、金築、高橋(克)、浅田、高橋(良)、高田、井形各理事

松角(第3)、野村(第4)、角田(第5)各常置委員会委員長

加納、坂上各監事

関(教員養成)、竹内(教養課程)各特別委員会委員長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように述べられたのち議事に入った。

本日、理事会を開催してお諮りしたい議題は、①大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」に対する意見の一部修正について、及び②大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見について、の2件であるので、よろしくご審議をお願いしたい。

〔議 事〕

1. 大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」に対する意見(案)の一部修正について

このことについて、新野第1常置委員会委員長から、大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」に対する意見(案)について、昨日の総会後いくつかのご意見をいただいたので、若干文言修正を加えることにしたい旨提案及び説明があった。

この修正提案について、会長から諮られた結果、特に異議なく、これを本日の総会に付議す

ることを了承した。

2. 大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」(平成2年7月30日)に対する意見(案)について

このことについて、会長から次のように述べられた。

前回11月2日開催の理事会において協議した結果、第1常置委員会及び大学院問題特別委員会の両委員会でまとめられた「学位授与機関に関する審議の概要」に対する二つの意見案を一本に統括して国大協の意見案を作成することとし、新野、高橋両委員長にお願いしたが、その後両委員長間でご相談され、最終的に新野委員長の許で意見案を取りまとめられた由であるので、まず、新野委員長にご説明をお願いしたい。

ついで、新野第1常置委員会委員長から、配付資料の『大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」(平成2年7月30日)に対する意見(案)』について説明があった。

同案について審議が行われたのち、会長から次のように諮られ、了承された。

学位授与機関に対する意見案について、主として、修士、博士の学位授与の取扱いを中心にご意見をいただいたが、修士及び博士の学位を学位授与機関で授与することに対しては、多くの大学で疑問乃至反対の意見があることを盛り込むべしとのご意見が強いので、再度、新野委員長を煩わし、その旨追加修正を加えて意見案を取りまとめていただき、後刻開催の総会に諮ることにするものとした。

以上をもって議事を終了した。

第87回総会(第1日)

日 時 平成2年11月14日(水) 14:00~17:20
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

有馬会長から、開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

今総会は定例の総会であり、したがって各委員会委員長から審議状況のご報告をいただき、これに基づいて協議をお願いすることになるが、特に大学審議会への対応についてご審議願ひ、さらに、国立大学の当面する諸問題についてもご意見を伺いたいのので、よろしく願ひたい。

なお、本日は、室蘭工業大学の小林学長がご病気のため欠席された。

ついで、前回総会以後亡くなられた次の元学

長に対し、全員黙禱を捧げた。

東京外国語大学	小川 芳男
小樽商科大学	伊藤森右衛門
東北大学	大谷 茂盛
新潟大学	北村 四郎

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、当初10時からとなっていたが、天皇ご即位に関係して様々な行事があり、今回は

午後2時からの開会としたので、ご了解願いたい旨述べられ、「資料3」を語り、了承された。

(3) 北陸先端科学技術大学院大学の加入について

会長から、北陸先端科学技術大学院大学が、本年10月1日開学され、このほど国大協への加入の申し出があった旨述べられたのち、国大協への加入について諮られ、異議なく承認された。

ついで、北陸先端科学技術大学院大学の慶伊学長の紹介があった。

(4) 理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

会長から、北陸先端科学技術大学院大学の国大協加入に伴い、理事及び監事総会互選要領等の一部を改正するものである旨述べられたのち、事務局から改正案(資料10)の概要について、次のとおり説明があった。

① 理事及び監事総会互選要領の一部改正案について

北陸先端科学技術大学院大学の所属地区を中部地区とするものである。

② 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正案について

第4常置委員会委員の定数を1名増員する。
(北陸先端科学技術大学院大学の代表者を第4常置委員会の所属とするものである。)

ついで、会長から「理事及び監事総会互選要領」の一部改正案及び「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正案について諮られ、いずれも異議なく承認された。

(5) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大 学)	(前 任)	(後 任)
	(事務取扱)	
東北大学	吉永 馨	西澤 潤一
宮城教育大学	菅野 正	伊藤 光威
山形大学	久佐 守	坪井 昭三
名古屋工業大学	太田 正光	吉田 彌智
鹿屋体育大学	早川芳太郎	今村 武俊

(6) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後の委員長の交代について、次のとおり報告があった。

(委員会)	(前 任)	(後 任)
第5常置委員会	太田 正光 (名古屋工業大学長)	角田 稔 (電気通信大学長)
教養課程に関する特別委員会	久佐 守 (山形大学長)	竹内 正幸 (埼玉大学長)

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料7)をご参照いただきたい旨述べられた。

1. 要望書の提出について

(1) 去る6月の総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」は、6月26日、会長、野村第4常置委員会委員長及び平間事務局長が人事院、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(2) 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」は、10月8日に前川副会長、野村第4常置委員会委員長、小出同委員会委員及び平間事務局長が大蔵省、総務庁、文部省を訪れ、同要望書を提出した。

(3) 去る6月の総会において、教育・研究条件の改善のため、関係各方面に国立大学の要望を訴えることとしていたが、これを要望書(資

料16)にまとめ各学長のご協力を得て、関係各方面に同要望書を提出した。

2. 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会の報告「審議の概要(その2)」についてのヒアリングが10月16日に行われ、異 京都工芸繊維大学長、竹内埼玉大学長、高橋岡山大学長にご出席をお願いし、意見を述べていただいた。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員会委員長の報告と協議に入るが、委員会の審議状況の要旨は、「資料11」にまとめ配付してあるのでご参照いただきたい。

なお、入学者選抜と大学審議会関係は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会並びに第1常置委員会と大学院問題特別委員会の報告は、あとに廻すことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第3常置委員会(松角委員長)

本委員会は、平成2年10月17日に開催した。協議の内容及びその後の対応については、次のとおりである。

1) 就職協定問題について

前回の国大協第86回総会に報告したように就職協定の遵守について、企業側及び国公私立大学各検討委員会が努力を重ね、その結果として

の今年度の就職内定に至るまでの問題点、経過等について慎重に検討した。

「資料13」にみるとおり、今年度の就職協定の遵守は総体的に見れば、昨年度よりやや前進がみられ、また現状は不満足な点が多々あるものの、この協定の存続に大学側及び企業側が引き続き努力を傾けることが長期的な展望にたって必要と考えられる、との考え方のもとに、引き続き就職協定を遵守すべきとの結論になった。

第3常置委員会の審議結果を踏まえて、10月18日の就職問題懇談会において、「資料13」のような決議が行われた。したがって、平成3年度の就職協定に関しては、今年度と大体同じである。今後は、さらに若干の工夫改善を加えることが必要であろう。

3) 学生の国民年金加入問題について

すでに満20歳以上の学生の義務的年金制度加入について法案が成立したことから、該当学生の経済的負担を軽減すべき措置について、現在関係省庁間において熱心な協議が行われている状況である。

3) 保健管理センターからの要望について

数年来の引き続きの課題であるが、保健管理センターのかかえる諸問題についてアンケート調査を行うなど多方面にわたって検討をしてきた。そのアンケート調査の結果を踏まえ、各大学の実情に即した一層の努力と工夫が提言されたところである。その後国立大学保健管理施設協議会では、さらに各大学の実情に沿った分析的調査等が実施され、同協議会独自の立場から文部省等への要望・提言がなされその旨第3常置委員会に経過報告がなされた。なお、経過報告書は、参考資料として「資料13」に添付してある。

4) 委員長交代について

委員長の学長任期満了のため第3常置委員会委員長に福島大学長篠筒委員が選任された。

(2) 第4常置委員会(野村委員長)

1) 前回総会以後、平成2年9月10日に小委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 人事院勧告の取り扱いに関する要望書(案)について

今回の人事院の給与勧告の骨子について検討したのち、このことに関する要望書の最終案を作成した。

② 教職員の待遇改善について

各大学における教室系技術職員の組織化の現状について話し合った。

組織化は各大学に自主的にお願いしたところであるが、研修Ⅰ及び研修Ⅱについても今後つめていかなければならない問題と考えている。

また、これからは、事務系及びその他の職員の待遇改善問題等について話し合っていくこととし、今後これについて検討を進めていくように本委員会に諮ることとした。

2) 要望書の提出について

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の両要望書の提出については、「会務報告」の中で有馬会長が述べたとおりである。

(3) 第5常置委員会(角田委員長)

1) 外国大学長招致について

平成2年度は近隣諸国の学長を招致することとして文部省とともに準備を進めていたが、今回は中華人民共和国から中国人民大学副学長(学長相当職)、大連理工大学長、四川大学学長を11月25日(月)から12月4日(火)までの10日間迎えることとなった。主な訪問先は東大、東

京外語大、早大、筑波大、大阪大、高エネ研、文部省である。

今回の招致に当たっては、上記の訪問視察のほかに、国際交流に関心の深い方々や研究者・留学生交流業務に携わっている方々約100名に参加を願って、投致3学長とともに「日中間の研究者及び留学生交流」と題して12月3日(月)東大山上会館においてシンポジウムを開くこととなった。パネリストとしては中国大学長3人、第5常置委員2人を予定している。

2) 留学生問題の現状分析と提言

平成元年度中に本委員会所属学長を対象に「留学生問題に関するアンケート調査」を実施し、その調査結果に基づき、数回にわたって本委員会で意見交換を行ってきた。今回報告書を取りまとめ、①日本語教育 ②受入れ体制 ③学位取得 ④カウンセリング ⑤宿舍 ⑥奨学金 ⑦授業料免除、の7項目について、その問題点及び改善のための提言を行った。「資料15」の「留学生問題の現状分析と提言」がそれである。

(4) 第6常置委員会(高橋(良)委員長)

1) 第1、第6両常置委員会合同会議

第6常置委員会は、下部組織として大学財政基盤調査研究委員会を設け、大学財政拡大のための調査検討を行っているが、かねての企画どおり、8月27日、この研究委員会委員を加えて第1、第6常置委員会の合同会議を開催した。

第1常置委員会からは新野委員長以下17名、第6常置委員会からは高橋委員長以下18名が寄り、研究委員会が実作業をすすめるに当たり、国立大学の理念、存在意義等について共通理解を持つ必要があるとの認識から開催された合同会議であり、所期の目的は達成されたと考えて

いる。

2) 国立大学施設等小委員会の設置について
公共投資10か年計画の生活関連経費重点化枠
による要求額の中に国立学校特別会計の文教施設
費及び大型特別機械整備費を含めるよう文部
省当局は鋭意努力中であるが、国大協としても
できる範囲でこれに協力する必要がある。そこ
でその方策を検討し、協力するための組織とし
て第6常置委員会の中に、国立大学施設等小委
員会を設置することになり、渡部(秋田)、馬場
(宇都宮)、加藤(岐阜)、高橋(岡山)、高橋(九
州)の各大学長を委員とすることとなった。

なお、10月12日、有馬会長ほか数名の委員で
大蔵省小粥事務次官はじめ大蔵省幹部に面接
し、要望書を手渡したのを手始めに、関係方面
への陳情を続けている。

3) 11月13日に開催し、大学財政基盤調査研
究委員会の検討経過の報告を受け、審議の結果、
国大協として国立大学の全教官を対象に実施す
るアンケート調査(案)(資料17)を決定したの
で、ご承認願いたい。なお、本案は字句等若干
の修正をする予定であるので、お含みいただ
きたい。

4) 新聞報道によると大蔵省では学部別の授
業料を打ち出しているようである。これに関連
して、国大協として要望書を提出せざるを得な
いものと考えているが、この要望書の作成につ
いては、第6常置委員会が当たることについて
了解をいただきたい。

ついで、会長から「財政に関するアンケート
調査」の実施及び「学生納付金値上げ抑制要望
書」の作成・提出について諮られ、いずれも異
議なく承認された。

(5) 学術情報特別委員会

(小林委員長の代理として太田横浜国立大
学長)

6月12日の総会で承認を受けた学術情報特別
委員会の「大学における文献複写と著作権の問
題についての見解」を6月13日に文化庁著作権
課長並びに文部省学術情報課長に手交し、その
趣旨を説明した。また、7月12日、かねて複写
利用者としての大学側との意見交換の申し入れ
を受けている社団法人日本複写権センター設立
発起人会代表あてにも同意見を送付した。6月
22日「著作権審議会第8小委員会(出版者の保
護関係)の報告書」が提出されたことから、7
月9日本委員会を開催し、文化庁著作権課長の
出席を求め、上記報告について説明を受け、種々
意見交換を行った。

8月9日本委員会を開催し、社団法人日本複
写権センター設立発起人会の代表者から同セン
ターの設置準備状況並びに設置後の運営方針の
説明を聞き、質疑応答並びに意見交換を行った。
その際、同センター設立発起人会側から専門委
員会を設置して著作権料の徴収等に関する実務
的な事項を検討したいとの提案がなされたが、
本委員会で協議の結果、「現時点では、基本的見
解に大きな相違があり、今後さらに双方の見解
の調整を図る必要がある」との結論に達し、そ
の旨8月30日付けで社団法人日本複写権センタ
ー設立発起人会あて委員長名で回答した。

(6) 教養課程に関する特別委員会

(竹内委員長)

本特別委員会は久佐前委員長の下、各大学に
おける教養課程教育に関する実情を把握するた
めの調査を計画し、本年1月17日付けの文書で
全国立大学長に依頼した。その回答は専門委員

の努力によって取りまとめられ、「教養課程の改善に関する実情報告一資料集」として刊行できる予定である。総会で大筋のご了解をいただいた後、委員会を11月末を目途に開催し、委員会の最終打ち合わせを経てこれを刊行する予定である。

(7) 教員養成制度特別委員会（関委員長）

本年6月の第86回総会において、「大学における教員養成に関する調査」の第二次報告を行った。その後、さらに調査結果のとりまとめをすめ、「一般大学・学部」の教職課程、「教員養成系大学・学部」の組織の現状と将来「新資料に基づく教員需給の推計」及び初任者研修制度の問題などの「地方教育行政の教員資質向上政策」の4項目に分けて第三次報告の内容を構成した。その主な内容は、次のとおりである。

1) 一般大学・学部における教職課程等の問題

①教職課程の課程認定と管理組織及び事務組織

②教職専門教育の実施状況と改善方策等

③一般大学における教育実習の問題

2) 教員養成系大学・学部の今後のあり方

①教官・学生の実態と問題

②大学院の問題

③大学の将来（新課程問題）

④附属研究施設の現状と将来

⑤附属学校の現状と将来

⑥現職教育と教員採用の問題

⑦大学・学部における研究

3) 教員の需給関係の今後の予測と課題

前回の第二次報告において、各都道府県別に5年平均の予測を算出した。今回、さらに各都道府県別に単年度毎の将来予測をグラフに表し

た。

4) 地方教育行政の教員資質向上政策

各教育委員会の実施する教員採用試験及び初任者研修制度の問題について、アンケートの結果とブロック毎の教員の資質向上に関する会議で提示され、論議された問題等について取りまとめた。

(8) 医学教育に関する特別委員会

（井形委員長）

本委員会は前回の国大協総会で卒後臨床研修に関する中間報告を取りまとめ報告し、了承されたが、その後各方面にこの中間報告書を配付、各方面からの反響を待っている現状である。各界の意見を取り込んで、できれば近い将来に最終報告としてまとめたいと考えている。

最近、大学審議会の審議に対応して、特に、医、歯系の大学院のあり方について、できれば国大協としての意見を集約できればと考え、医、歯系大学院を持つ各国立大学にアンケート調査を依頼し、現在取りまとめ中である。

2. 各地区学長会議の状況報告

会長から、各地区学長会議の状況をご報告願いたい旨述べられ、それぞれ次のような報告があった。

(1) 東北地区（篠筒福島大学長）

9月26日に開催し、当面する諸問題について意見交換を行った。

その主な項目は、次のとおりである。

① 国際交流の各大学の現状について

② 国立大学の財政状況に関するアンケート調査についての協力について

③ 臨時増募の対応について

④ 大学審議会大学教育部会の「審議の概要

(その2)」に対する各大学の取り組み状況について

⑤ 東北インテリジェントコスモスのシーズ調査に対する大学の取り組みについて

(2) 関東・甲信越地区(阪上東京農工大学長)
10月19日に開催し、次の2点について意見交換を行った。

① 教育研究環境の整備について

最近の国立大学の財政悪化に伴う教育環境の現状を把握してその改善について協議した。

② 教室系技術職員の組織化について

すでに組織化している大学あるいは今後組織化を予定している大学の関連資料に基づき情報交換を行った。

(3) 東海・北陸地区(吉田名古屋工業大学長)
10月15、16日に開催し、次のとおり意見交換を行った。

〈協議事項〉

- ① 大学審議会大学教育部会における「審議の概要(その2)」に対する各大学での検討状況について
- ② 大学院設置基準の改正に伴う大学院制度の弾力化、特に修士課程の修業年限の取り扱いに関する各大学における学内規則等の整備状況について

〈承合事項〉

地域における留学生交流推進協議会の活動状況について

(4) 近畿地区(熊谷大阪大学長)

11月15日に開催し、大学審議会の審議の概要について意見交換を行った。

(5) 中国・四国地区(高橋岡山大学長)

10月25、26日開催し、次のとおり意見交換を行った。

大学審議会部会報告「大学教育部会における審議の概要(その2)」を中心として、特に今後の一般教育のあり方について、各大学の状況等を伺い、意見交換を行った。

3. 入学者選抜について

(1) 第2常置委員会報告(末松委員長)

① 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

身体に障害を有する入学志願者との事前協議については、全国高等学校長協会特殊学校部会の要望を受けて、平成元年7月に第2常置委員会より、協議の締切日を原則として前年の12月15日以降としていただく旨の依頼文が各国立大学に発送されている。今回、新たに全国盲学校長会大学進学対策委員会より、視覚障害者の事前協議と大学入試の問題点訳のあり方について申し入れがあったので、これについて審議し、平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項中に、全国盲学校長会から事前協議に時間を要することもあり、通年受付の要望もあるので、特に視覚障害者の入学志願者から早期に事前協議の申込みがあった場合においても、各大学においてすみやかに善処願いたい旨の追加を行うこととした。

② 入学者選抜における色覚障害者の取扱いについて

色覚障害の有無を入学許可要件とすることの大幅な緩和ないし撤廃の方向でご検討願いたい旨の依頼が昭和61年5月に、第2常置委員会より各国立大学に発送されている。その後大幅な改善があったが、社会的にも、また先般開催の

総会でもご意見があり、委員会で審議の結果、同じ主旨の依頼を再度各国立大学に発送することとした。

③ 私費外国人留学生の入学者選抜上の問題点について

④ 平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項について

上記文書の内容を全国盲学校長会からの申し入れ及び入学者選抜における色覚障害者の取扱い等について審議決定し、公立大学協会の了承を得て、各国立大学に発送することとした。

(2) 大学入試センター試験の出願状況について

大学入試センター田保橋副所長から資料に基づき、大学入試センター試験の出願状況について説明があった。

(3) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

平成2年10月19日に委員会を開催し、国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領等について審議を行い、「資料20」の案を作成した。

本案作成に当っては、先に、昨年度の実施要領等とはほぼ同じ内容の「国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」の原案を各国立大学長宛に送付し、意見等があれば10月1日までに回報されたい旨依頼した。その結果、3件の意見・要望が寄せられたので、それらの内容を中心に検討を行った。

寄せられた意見等の第1は、「A日程」及び「前期日程」の試験実施日を2月25日に固定せず、その前後の日曜日に実施するようにしてはどうかという意見である。この件については、これ

まで本委員会でも十分検討してきた問題であるが、私学の入試時期との関係から、私学の理解・協力を得てぎりぎりの線として2月15日と決定されたものであり、曜日の関係だけで試験実施日を前後にずらすことは無理である。したがって、原則的な日程は変更しないこととし、特別の事情がある大学は第2常置委員会と協議していただくこととした。

第2の意見は、文部省通知の「大学入学者選抜実施要項」等で用いられている「個別学力検査」という呼称と国大協の実施要領等で用いている「第2次試験」という呼称を統一してもらいたいという意見である。この件については、昭和63年10月25日の本委員会及び昭和63年11月7日の理事会等で昭和65年度（平成2年度）の実施要領を検討した際に『大学入試センター試験は共通第一次学力試験の延長線上にあり、「大学入試センター試験」と「各大学・学部が個別に実施する学力検査等」との組み合わせで入学者の選抜を行うという基本的な枠組みは変わっていないので、当面は従来どおり「第2次試験」と称するのが適当である。』ことが了承されている。しかし、その後月日も経過したことでもあるので、この機会に改めて再検討することとし、種々の観点から意見交換を行った結果、少なくとも平成4年度については現状のままとするのが適当であろうということになった。

最後の1件は、平成元年度から連続方式と分離分割方式の併存による受験機会の複数化が実行され、また一方、新しく大学入試センター試験が実施され、一連の改革が実現されたところである現状に鑑み、今後はある程度の時間をかけ、落ち着き先を見定めることが重要であるという意見である。この件は、今後、入試制度の検討を行う場合の基本的な考え方にも関するも

のであるので、本委員会として十分考慮させていただくこととした。

なお、提出期限後寄せられた意見に、前期日程試験にかかる追加合格者決定業務は、現在後期日程試験の追加合格決定と同時にやることになっているが、前期日程合格者入学者手続き締切後速やかに行えるようにしてほしいとの要望があった。この件については、若干の委員とも協議した結果、後期日程試験の実施時期に前期の追加合格者を決定する場合もあり、混乱が予想され、また、制度全般への影響もあるので、追加合格者決定業務時期を変更しないのが適当であろうという結論になった。

また、以上とは別に、平成3年度入試に関して、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者の発表日は、現行の実施要領等では最終の期限が規定されているのみであるので、これらの試験の合格者はその試験実施後速やかに発表しても差し支えないかという口頭での問い合わせが複数の大学から国大協事務局にあったので、この件について種々検討した結果、連続方式の事後選択制の理念の上からも、また、「B日程」で試験を行う大学への影響からも、「平成4年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に、新たに『「A日程」試験及び「前期日程」試験のそれぞれの合格者の発表は、3月6日（「B日程」試験の開始日の翌日）以降からとする。』という事項を追加して、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表の取扱いに混乱が生じないようにすることとし、本案を作成した。

なお、この取扱いは平成4年度からであるが、可能な限り平成3年度入試にもこの趣旨を生かしていただきたい。

以上の説明について、会長から「国立大学の

入学者選抜についての平成4年度実施要領（案）」、「国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施細目（案）」及び「平成4年度第2次試験実施上の申し合わせ事項（案）」について語り、異議なく承認された。

(4) 各国立大学の平成4年度入試の実施方式・日程について

会長から、次のとおり報告があった。

平成4年度入試の実施方式・日程については、配付資料「平成4年度国立大学第2次実施日程グループ表」のとおりである。

ついで、会長から、これについては、明日（15日）公表したいと考えている旨述べられ、了承された。

4. 大学審議会の「審議の概要（その2）」等について

会長から、次のとおり述べられた。

8月に、大学審議会の部会の報告「審議の概要（その2）」等に対するご意見を伺ったところ、60大学からご意見が寄せられた。これを集録したものを本日配付した。この中には大学としてまとめられた意見もあるが、学部の意見、あるいは学長個人の意見もあるので、大学名は一応省いてある。ただ、意見の本文中に書き込まれている大学名はそのままとした。これらのご意見は、届いたものから逐次、第1常置委員会と大学院問題特別委員会にお回しした。これから両委員会の作成された国大協としての意見の原案を両委員長のご説明を伺った上審議したい。

(1) 第1常置委員会（新野委員長）

第1常置委員会の審議経過報告を含めて説明したい。

6月の国大協総会のあと、8月7日委員会を開催し、文部省の加藤企画課長の出席を得て、大学審議会の審議状況及び特に大学教育部会の「審議の概要（その2）」について説明を受け、それに対する質疑応答、意見交換を行った。

つづいて10月3日に委員会を開催し、「審議の概要（その2）」について検討したが、特に意見の多かった学位授与機関について文部省の泊大学課長に出席願ひ、説明を受けた。これについては、各省庁大学校が文部省所管の諸大学と教育上の差はほとんどないのに、それを区分する根拠、それらを学校教育法に準拠する学校にできない理由などをはじめ、学位授与機関を大学とは別に設けなければならない根拠について質疑応答があり、意見交換を行った。

さらに、10月26日に委員会を開催し、「大学財政基盤調査研究委員会」から依頼のあった国立大学の全教官を対象にしたアンケート調査の調査項目等の内容について検討したほか、「大学教育部会における審議の概要（その2）」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見案を検討し原案を作成した。

その原案は60大学から寄せられたご意見を踏まえてとりまとめたものである。これは11月2日の理事会で審議され、学位授与機関に関する意見を別個にまとめることになり、本日提出するに至った。

ついで、「大学教育部会における審議の概要（その2）」に対する意見案」の朗読ののち、新野委員長からその内容について若干の説明があった。

引き続き審議に入り、一般教育の重要性に対する大学審議会の考え方について質疑があったほか、文章表現について若干の修正意見があった。

(2) 大学院問題特別委員会(高橋(克)委員長)

大学院問題特別委員会は8月31日に文部省加藤企画課長の出席を得て、大学院部会「審議の概要（その2）」について説明を受け、これに対する質疑応答・意見交換を行った。

また、10月12日に委員会を開催し、本委員会としての原案をまとめ、理事会に提出した。

本日は、理事会での審議を踏まえて若干修正したものを案として提出した。

ついで、「大学院部会における審議の概要（その2）」に対する意見案」の朗読があり、審議に入った。

ついで、会長から、以上の2案について、修正意見があれば、明日までに関係各委員長又は関係各委員に申し出ていただき、明日さらに審議を続行する旨述べられ、第1日を終了した。

第87回総会（第2日）

日 時 平成2年11月15日（木）

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

1. 大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）」に対する意見について

会長から、本日はまず、昨日審議した大学審議会の各部会における審議の概要に対する意見のまとめについて継続審議するのでよろしくお願ひする旨述べられたのち、最初に新野第1常置委員長から、「大学教育部会における審議の概要（その2）」に対する意見（案）について、昨日来いただいたご意見を参考に修正案（配付資料）を作成した旨述べられ、その内容について説明があった。

ついで、修正案について若干の修正意見が出されたが、基本的な主旨については異議がなく、字句修正については会長、副会長、第1常置委員長に一任し、承認された。

2. 大学審議会「大学院部会における審議の概要（その2）」に対する意見について

高橋大学院問題特別委員会委員長から、昨日提出された「大学院部会における審議の概要（その2）」に対する意見（案）について、昨日来ご指摘をいただいたので一部修正したい旨述べられ、修正部分の説明ののち、同意見（案）について審議の結果、字句修正は会長、副会長、大学院問題特別委員長に一任することとし、承認された。

3. 大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」（平成2年7月30日）に対する意見（案）について

新野第1常置委員会委員長から、「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見（案）について、配付資料の修正を含めて説明があったのち審議に入り、字句の修正意見のほか主として次の点について意見交換があった。

- 大学審議会の審議状況と学位授与機関の設置準備の関係
- 大学が授与している学位の名称と同じ場合の混同への対処
- 学位授与機関が教育施設の審査・認定まで行うことによって生じかねない種々の問題

ついで会長から、基本的にはご賛同を得たものと思うので字句の修正については会長、副会長、起草者に一任願ひ、ご承認願ひたい旨述べられ、承認された。

4. 当面の諸問題について

——教育・研究環境の改善策——

はじめに会長から次のように述べられた。

前総会で協議した教育・研究環境の改善策の一環として、その後、総理大臣をはじめ各方面に、諸外国との比較においても高等教育に対する財政支出が少いことによる国立大学の窮状を

訴え、その増額を要望した。さらに、平成3年度の公共投資10年計画の生活関連経費による施設・設備の整備充実を図るべく、第6常置委員会が中心となり、数多くの学長のご協力を得て関係方面への要望を行った。以上がこれまでのご報告であるが、今後の方策を含めてご意見を承りたい。

ついで、主として次のような意見が出された。

- 高等教育を受けた人材を必要とする官界、財界に理解して貰い、大学予算に対する側面的援助を受けてはどうか。
- 大学附属病院が高度の医療を行い国民の福祉に役立っていることをデータにしてPRしてはどうか。
- 第6常置委員会の関連組織で行っているアンケートの結果を使って各方面へ要望してほしい。
- 各地域における有力者に各大学が大学の実情を訴えてほしい。
- 予算の充実のほかに、教職員の待遇改善、定員削減なき定員確保も要望したい。
- マスコミによる大学の実情のアピール
- 国立大学の同窓会組織の活用によるアピール
- 短期的な考えで予算充実を図るとともに、長期的な観点から日本の高等教育・学術行政の在り方についても国大協が発信する必要がある

あると考える。

おわりに会長から次のように述べられた。

本日いただいたご提案を参考に、理事会等に諮り、国立大学全体の将来像を画くべく努力したいが、予算や人員を要求するだけでなく、我々の役割についても点検する仕組みを考えたい。教育・研究環境の改善については、その実現に向けて今後とも各学長のご努力をお願い申し上げる。

5. その他

(1) 第88回総会の日時・場所について

会長から、次回の総会は平成3年6月11日、12日の両日、事務連絡会議は6月14日に開催する旨述べられ、了承された。

(2) 退任学長に対する謝辞について

会長から、次回総会までに退任予定の次の学長に対し謝意が述べられた後、各学長から退任の挨拶があった。

松角 康彦学長（熊本大学）

新野幸次郎学長（神戸大学）

渡部 美穂学長（秋田大学）

木村 等学長（香川大学）

小林 晴夫学長（室蘭工業大学）

大井 信一学長（富山大学）

西田 勇学長（香川医科大学）

第54回事務連絡会議

日 時 平成2年11月16日(金) 10:00~14:40

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 玉井高等教育局企画官、鳴野医学教育課大学病院指導室長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から概ね次のような挨拶があった。

第54回事務連絡会議の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

第87回総会を昨日と一昨日の2日間にわたり開催した。その議事内容については、後刻平間事務局長から報告があると思うが、主な決定事項等について述べることにしたい。

入試関係では、平成4年度の入学者選抜についての実施要領・実施細目・実施上の申し合わせ事項を決めたことである。

もう一つは、大学審議会の大学教育部会及び大学院部会両部会の二つの「審議の概要(その2)」,並びに「学位授与機関に関する審議の概要」に対する国大協としての意見をそれぞれ取りまとめたことである。特に、大学以外に新しく学位授与機関を創設することが提案されていることに對し、大学と学位授与機関との関わりをめぐって種々論議があった。

このほか、国立大学の教育研究条件の改善について関係各方面に訴えるべく要望書をまとめ、総理大臣をはじめ、大蔵、文部両大臣ほか各方面の方々に面談要望した。それらの要望において、特に訴えたことは、国の予算全体に対する高等教育費の支出が少ないこと、ちなみに、わが国の高等教育費のGNP比は0.8%で、欧米先進諸国のほぼ半分程度である。国立大学全体の施設整備費は過去10年間殆ど伸びがなく各大

学の教育研究に大きなしわ寄せが及んでいるので、その大幅な充実を図ることが緊要であること、このため、現在政府がすすめている公共投資10ヵ年計画の国民生活関連経費重点化枠の中に国立大学の文教施設費及び大型特別設備費を組み入れてほしいこと等である。

以上が総会における審議の一端であるが、いずれにしても、このように厳しい財政状況の中での大学運営は、事務局長をはじめ事務局各位のお力添えが不可欠である。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局次長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

ついで、平間事務局長より、今総会において新たに国大協に加入することとなった北陸先端科学技術大学院大学の砂本宏一事務局長の紹介があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第87回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

(1) 要望書の提出について

1)「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」

2)「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」

3)教育・研究条件の整備充実に関する「要望書」

(2) 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会から、同部会の報告「審議の概要(その2)」についてヒアリングによる意見を求められたので、副会長とも協議し、去る10月16日、異京都工芸繊維大学長、竹内埼玉大学長、高橋岡山大学長にご出席をお願いし、ご意見を述べていただいた。

(3) 全国大学高専教職員組合(全大教)との会談について

全大教からの申し入れにより、去る10月19日、事務局長の代理として片山事務局次長が全大教の小山書記長ほか数名と会い教員賃金改善の要望を聞いた。

2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

(1) 理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

北陸先端科学技術大学の国大協加入に伴う規則等の改正について諮られ、承認された。

(2) 各委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び各特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。それらの報告事項は次のようである。なお、入試関係の問題、及び大学審議会の大学教育部会並びに大学院部会の二つの部会報告に対する意見のまとめを別議題としたので、第2常置委

員会及び入試改善特別委員会、並びに第1常置委員会及び大学院問題特別委員会については「各委員会報告」とは別に協議が行われた。

1) 第3常置委員会

①就職協定問題、②学生の国民年金加入問題、③保健管理センターの要望、等について審議した。

2) 第4常置委員会

「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の取り扱い、及び今後採り上げるべき課題について審議した。

3) 第5常置委員会

中国大学長招致計画及び「留学生問題の現状と提言」を審議しまとめた。

4) 第6常置委員会

①大学財政基盤調査研究委員会を設け、全教官に対するアンケート調査を実施することとした。また、②国立大学施設等小委員会を設け、各方面へ施設整備等の要望を行った。

5) 学術情報特別委員会

複写権に関する問題及び学術情報ネットワーク整備問題について審議した。

6) 教養課程に関する特別委員会

「教養課程の改善に関する実情調査結果」の取りまとめを行った。

7) 教員養成制度特別委員会

「教員養成に関する調査」集計結果の第3次報告を取りまとめた。

8) 医学教育に関する特別委員会

医学・歯学系大学院の問題を検討し、アンケート調査を実施した。

(3) 各地区国立大学長会議の状況報告について

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議の模様について、各地

区世話大学長よりそれぞれ報告があった。

(4) 入試問題について

初めに、末松第2常置委員会委員長より、①身体に障害のある入学志願者との事前協議について、②入学者選抜における色覚障害者の取扱いについて、③私費留学生の入学者選抜上の問題点について、④平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項について説明があった。

ついで、大学入試センター田保橋副所長より、平成3年度大学入試センターの出願状況について説明があったのち、熊谷入試改善特別委員会委員長より、「国立大学入学者選抜についての平成4年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」(案)取りまとめについての経緯の説明があった。

以上の説明があったのち、会長から、同案についてご承認願いたい旨諮られた結果、異議なくこれが承認された。

次に、会長から、各大学の平成4年度実施方式・日程について、各大学からの報告にもとづく11月14日現在の集計状況が報告された。

(5) 大学審議会への対応について

初めに、第1常置委員会の新野委員長より、同委員会が取りまとめた「大学教育部会における審議の概要(その2)」に対する意見(案)について説明があり、審議が行われた結果、若干の修正意見が出されたが、基本的な趣旨については異議がなく、字句修正を含めて最終的な取りまとめを会長、副会長、第1常置委員会委員長に一任し、承認された。

次に、大学院問題特別委員会の高橋委員長より、同委員会が取りまとめた「大学院部会における審議の概要(その2)」に対する意見(案)について説明があり、審議が行われた結果、一部修正を含めて最終的な取りまとめを会長、副

会長、大学院問題特別委員会委員長に一任することとし、承認された。

次に、新野第1常置委員会委員長より、「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見(案)について説明があり、審議が行われた結果、基本的な趣旨については異議がなく、字句修正を含めて最終的な取りまとめを会長、副会長及び起草者に一任することとし、承認された。

(6) 当面する諸問題について

会長から、教育・研究環境の改善策の一環として行った、総理大臣をはじめ各方面に対する要望活動について報告があったのち、今後の教育・研究環境の改善方策を中心に種々意見交換が行われた。

以上で総会の議事を終了し、2日目(11月15日)の午後1時30分から4時まで文部省関係者を交えての学長懇談会が開催された。

学長懇談会では、初めに保利文部大臣の挨拶があり、つづいて、前畑高等教育局長より、高等教育局所掌事項に関し、大学審議会の審議状況、大学院の充実と改革、平成3年度国立学校特別会計概算要求、大学入試の改善、科学技術人材の養成、医学・歯学教育等、学生の国民年金への強制加入、学園の秩序維持、等について、また、長谷川学術国際局長より、学術審議会等の審議状況、留学生交流の推進等、平成3年度学術国際局概算要求、等について、さらに、福田生涯学習局長より、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備について説明があったのち、大学の当面する諸問題について文部省関係官と種々意見交換が行われた。

以上で第87回総会の全日程を終え、ついで、午後4時30分から会長、両副会長が出席して記者会見を行った。

以上をもって平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

田保橋大学入試センター副所長より、次の事項について説明があった。

(1) 平成3年度大学入試センター試験の出願状況について

平成3年度大学入試センター試験の出願総数は、11月9日現在約455,900人で、昨年度より約25,300人、5.9%の増となり、志願倍率は4.0倍(昨年3.9倍)となった。その増加率の男女別では、男子が4.1%増に対し女子は10.3%と、女子の伸びが目立っている。

出願資格別では、卒業見込者は約279,200人、前年度比5.3%増であり、その高校卒業者総数に対する志願率(現役志願率)は15.5%で昨年度比0.5%上昇した。また、既卒者は約173,600人、前年度比6.7%増である。出願総数に対する卒業見込者と既卒者それぞれの割合は、卒業見込者が0.4%減って61.2%、既卒者が0.3%増えて38.1%で、昨年度より既卒者の率が上がっているが、これはいわゆる浪人の数そのものが増えたことによるものと思われる。なお、ここ数年漸増している大検合格者は昨年より200人ほどふえて約2,600人であった。

(2) 平成3年度大学入試センター試験の試験場の充足状況等について

ほぼ確定した平成3年度大学入試センター試験の出願状況によると、各地区の試験場の充足状況は、一部の地区では予めお願いした数を上回るものの、それ以外の地区は微調整程度ですむものと思われる。なお、首都圏の地域割りについては、従来、首都圏内地区間の協議のもとに、受験生の地区間移動等の調整をお願いして

いるが、18歳人口がピークを迎える平成4年度までは、暫定措置として、引き続き、1都6県による広域調整をお願いしたい。

(3) 平成4年度国立大学入学選抜における「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表日について

「A日程」及び「前期日程」両日程試験の合格発表について、両日程試験の合格発表が「B日程」試験の開始(3月5日以降)以前に行われた場合の「B日程」試験の実施に及ぼす影響等に配慮し、両日程試験の合格発表を「B日程」試験開始日の翌日の3月6日以降からとすることとし、この旨平成4年度入学選抜についての「申し合わせ事項」の一項に追加されたが、公立大学においては、この申し合わせ事項は適用しないこととなったのでお知らせする。

(4) 入学選抜における色覚障害者の取扱いについて

国立大学の中に色覚障害の有無を入学許可要件にしている実態があるため、昭和61年5月、第2常置委員会委員長名をもって各大学長宛に、色覚障害者の入学制限の大幅な緩和乃至撤廃を依頼し、その後大幅に改善されたが、なお教員養成系学部など一部に問題がみられるため、先頃、再度、同趣旨の文書を第2常置委員会委員長名をもって各大学長に送付された。

(5) 「第2次試験」の名称について

文部省の大学入学選抜実施要項等で用いられている「個別学力検査」の呼称に対して、国大協ではこれを当面、これまでどおり「第2次試験」と称することとしたが、両者を混同することがないように、各大学の募集要項等に第2次試験の定義を明確に規定することがのぞまれる。

以上のような説明があったほか、大学入試に

関する高校側の次のような要望等の紹介があった。

- ① 大学入試センター試験の実施期日を1月下旬まで繰り下げ、また、国公立大学の入試期日も2月10日以降に繰り下げてほしいこと。
- ② 大学入試センター試験の利用教科科目数の減少は、高校における正常な教育を阻害するおそれがあるので、慎重にしてほしいこと。
- ③ 2段階選抜の実施は極力避けてほしいこと。
- ④ 国公立大学の入試は、「分離分割」方式による試験がのぞましいが、その場合、前期と後期との定員の比率に十分配慮してほしいこと。
- ⑤ 推薦入学について、実施時期の早期化の是正、入学定員に対する推薦入学者の比率の適正化、を図ってほしいこと。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のよう
な説明があった。

玉井高等教育局企画官（大学審議会室長）

○ 大学審議会の審議状況について

大学審議会には、大学教育部会、大学院部会
及び高等教育計画部会の3つの部会と、大学入
試に関する専門委員会、短期大学教育専門委員
会及び高等専門学校専門委員会の3つの専門委
員会が設置されており、それぞれ担当事項につ
いて審議が行われているが、それらの部会及び
専門委員会から最近公表された「報告」につ
いて配付資料に基づきその要点をご説明申し上げ
たい。

○ 「大学教育部会における審議の概要（そ の2）」及び「大学院部会における審議の概 要（その2）」について

大学教育部会及び大学院部会の両部会から7
月30日付でそれぞれ「審議の概要（その2）」が
審議会総会に報告提出された。その「報告」の
ポイントは二つあり、その一つは、一般教育と
専門教育の取扱いについてで、もう一つは、学
位授与機関の創設についてである。

一般教育の理念と現実に乖離があり、専門教
育も含めて、カリキュラム及び教育体制の改善
が求められている。このため、大学設置基準を
大綱化し、一般教育科目、専門教育科目等の授
業科目区分を廃し、各学部・学科（課程）の教
育目的に沿って自由にカリキュラムを組めるよ
うにする必要があるとしている。

これに対し、大綱化によって一般教育が軽視
されることを懸念する向きもあるので、同部会
では、一般教育は極めて重要との認識に立ち、
最終答申に向けて、なお審議を深めているとこ
ろである。

次に、学位授与機関については、これからの
生涯学習体系への移行に伴い、高等教育段階の
様々な履修形態による多様な学習の成果を適切
に評価し、大学修了者と同等の水準にあると認
められる者について学位（学士）を授与するこ
となどが社会的要請となっており、これに応え
るため、大学における学位授与という原則は維
持しつつ、学位授与機関の創設が必要であると
している。具体的には、短期大学・高等専門学
校等の卒業者で、大学等で得た単位の累積加算
により学位認定要件を満たした者、各省庁所管
大学校等、大学以外の高等教育施設において組
織的・体系的な教育を受けた者について、申請
に応じて学位を授与するものであるが、当面は

かなり限定的なところからはじめることが考えられている。なお、この学位授与機関は、国・公・私立の大学関係者の参画を得て運営される大学の延長線上の機関として位置づけられる。

○「高等教育計画部会における審議の概要」について

高等教育計画部会から、平成5年度から平成12年度までの高等教育の整備のあり方を取りまとめた「審議の概要」が10月31日付で総会へ報告提出された。

その中身は、高等教育の質的充実及び規模の二つに分けられるが、特に、質的充実ということに重点が置かれている。その質的充実としては、①教育機能の強化、②世界的水準の教育研究、③生涯学習等への対応、の3点が打ち出されている。これは、先の大学教育部会報告が提言している「大学設置基準の大綱化」と軌を一にするものである。また、規模については、18歳人口が平成4年度に205万人のピークに達したのち、急激な減少期に入る平成5年度以降の諸状況を踏まえ、想定される平成12年度の高等教育の規模を3つのケースとして示した。この間の施策としては、大学等の設置認可について新增設・定員増は原則として抑制するが、改組・転換や編入学定員の設定には積極的に対応することとする一方、地域配置については、首都圏、近畿圏及び中部圏以外の政令指定都市では、これまでの取扱いを改め、制限は設けないこととすることが適当であるとしている。また、高等教育財政については、先進諸国に比し不十分な高等教育財政支出を充実させ、基盤的整備を図る必要があるが、同時に、重点配分により質的充実をも図る必要があるとしている。

○「大学院部会における審議の概要——大学院の整備充実について——」について

大学院部会は、去る7月に「審議の概要（その2）」を総会に報告したのち、大学院の整備充実に関するその他の審議要請事項について審議し、「報告」を取りまとめて10月31日付で総会へ提出した。今後、これについて関係者の意見を十分聞いたうえで更に審議をすすめ、大学院の整備充実の方策を具体化させて答申をまとめることとしている。

今回の報告は、大学院の整備充実の方策について、教育研究組織の整備、大学院学生の処遇の改善、留学生の教育体制の整備、量的整備の在り方、財政措置の充実、を柱に挙げている。それらの内容は、①教育研究組織については、固有の教育研究組織を具備する方向で整備を図ること、②大学院学生の処遇については、育英奨学金の増額等、特別研究員の採用期間の延長・採用人数の拡充・研究奨励金の引上げ等の改善、ティーチング・アシスタント制度の導入、等を図ること、③留学生の教育体制の整備については、留学生数を勘案した定員の設定のほか、留学生の増加に対応した教員組織、施設設備の整備のための措置を検討すること、④量的整備については、大学の原則抑制に対し、大学院特に修士課程にを中心に充実を図ること、⑤財政措置の充実については、国際的にも、また民間企業の研究所等と比べても十分でないので、教育研究経費、施設・設備費等基盤的整備の充実を図る一方、世界の第一線に伍した水準の高い教育研究を展開するため、評価にもとづく重点的整備を図る必要もあるとしている。

以上の説明のほか、「大学教育部会短期大学教育専門委員会における審議の概要」について次のような説明があった。

短期大学教育専門委員会が取りまとめた「審議の概要」は、その中身の多くは、大学教育部

会の「審議の概要（その２）」（平成２年７月30日）で提言されている大学設置基準の大綱化、自己点検、自己評価等とほぼ同じ考え方でまとめられている。そのうち、短大固有の問題に関わっては、生涯学習の役割を打ち出していること、卒業生に対する称号付与の必要性、自己点検、自己評価の効果的実施のために、大学における大学基準協会に相当する役割を担う組織の設立等が提言されている。

鳴野医学教育課大学病院指導室長

○ 国立大学附属病院の運営について

現在、週40時間勤務の試行が行われているが、国立大学附属病院については、定員、予算等の条件整備が整わないまま試行を実施することは医療現場に混乱を招くおそれがある、との全国国立大学病院長会議等のご意見もあり、未だ試行されていない。しかし、公務員の勤務時間短

縮への政府の方針及び人事院の報告もあり、来年度は、できるところから部分的にでも大学病院の週休二日制の試行を実施していただきたいと考える。このため、文部省では、来年度概算要求で、看護要員135人の要求のほか暫定定数の増加など、条件整備に努力しているので、趣旨をご理解いただき、それぞれの病院の看護要員の充足に努め地域の診療体制等を勘案のうえ、前向きにご検討願いたい。

また、大学病院の運営については、特別会計の財政が厳しい状況の中で病院収入増の要請が強いが、国民医療費の抑制方針、定員増がのぞめない現状での医療サービス等、難しい問題に直面している。したがって、よりよき病院運営を期すため、特に優秀な人材を病院の職員に配置していただきたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日 時 平成2年10月3日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

下田, 河野, 菅野, 長倉, 将稯, 早川, 西島, 久保田, 田代, 池田各委員
坂本専門委員
(文部省) 泊大学課長

新野委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 本日出席の文部省泊大学課長の紹介があった。

1. 大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」について

委員長より, 「審議の概要(その2)」については, 前回の委員会において文部省の加藤企画課長から説明を伺ったので, 本日は, まず, 文部省の泊大学課長から「学位授与機関に関する審議の概要」について説明を伺い, 質問, 意見等があればうけたまわることにしたい旨述べられた。

ついで泊大学課長より, 配付資料「学位授与機関に関する審議の概要」に基づいて, 次の事項の説明があった。

(1) 学位授与機関の必要性

(2) 学位授与機関の役割

① 短大・高専の卒業生等で一定要件を満たした者に対する学位授与

② 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

③ 大学以外の高等教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位授与

(3) 学位授与機関の位置付け等

以上の説明について, 主として次の点について意見交換があった。

○ 学位授与機関の審査・評価の対象(大学以外の高等教育施設の課程, 又はそれを履修した学生, あるいはその両者か)。

○ 設置する学位授与機関の数(個別審査の場合, 複数必要ではないか)。

○ 単科大学と実質的に類似している他省庁設置の大学校が国立大学と異なる組織になっている理由。

○ 学位授与機関において「論文博士」を取り扱うことの是非。

○ 学士, 修士, 博士の性格の違いから言える別個に取り扱う必要性。

○ 「学位授与機関」の適当な名称付けの必要。

ついで委員長より, 学位授与の要件等については具体的に詰められていないが, 設置された創設調査室において, 今後慎重に検討してほしい旨述べられた。(大学課長退席)

引続き委員長より, 次のように述べられ, 了承された。

「審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見を各大学に照会していたところ, 配付資料のとおり現在20大学から意見が寄せられているが, 今後の到着分は逐次事務局から各委員にお送りするので, お気付きの特に留意すべき点があれば, お知らせ願いたい。意見書の取り纏めについては, ご

了解が得られれば西島、高田両委員と協議して、次回10月26日開催の委員会までに、原案を作成するよう進めさせていただきたい。なお、大学教育部会における国大協のヒアリングが10月16日行われるが、出席者について会長、副会長が相談された結果、一般教育の問題については、竹内埼玉大学長、大学院の問題については、高橋岡山大学長(大学院問題特別委員長)、その他全般について異京都工芸繊維大学長にお願いすることになった。出席される学長には、本委員会での審議状況を、参考までにお伝えすることとしたい。

2. 「国立大学の役割と今後の課題」について

委員長より、概ね次のように述べられた。

このことについては、前回からご検討願って

いるが、記載してある各国の高等教育への政府支出額などのデータが作成時のままなので新しくすること、また、国際化の面では、留学生関係が大きく取扱われているが、他のことも加え充実を図る必要がある等のご指摘があった。財政関係については、現在第6常置委員会で国立大学の財政状況について調査されているので、次回委員会までに進捗状況を聞き、お知らせしたい。

なお、上記報告については、再度目を通していただき、追加や手直しのご意見があれば、お申し出願ひ補完したいと考えている。

ついで、設置形態、財団、大学財政等の問題について、若干の意見交換があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日 時 平成2年10月26日(金) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

伴、下田、関、河野、菅野、長倉、川島、将稔、早川、西島、田代、池田各委員

下沢専門委員

新野委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、大学審議会の大学教育部会及び大学院部会における審議の概要(その2)等に対しての各大学から寄せられた意見の提出状況(現在41大学)と、寄せられた意見に基づく国大協の意見(案)の作成経過について述べられたのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学の財政に関する教官調査について

このことについて、委員長より次のように説

明があった。

第6常置委員会国立大学財政基盤調査研究委員会による全大学教官の調査について、高橋第6常置委員長から、別紙教官アンケート調査表の原案が廻り近く調査を実施したいので、調査項目について第1常置委員会の意見をお伺いしたい旨依頼があった。

ついで、各設問項目について検討が行われ、専門分野コードの変更のほか、設問内容について若干コメントすることとした。

2. 大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）」及び「学位授与機関に関する審議の概要」について

はじめに、委員長より次のように述べられた。

「学位授与機関に関する審議の概要」は、大学教育部会と大学院部会との合同で審議が進められ報告された経緯もあって、国大協では、大学院問題特別委員会でも検討し、別紙のように意見原案が作成されている。このたび同特別委員会委員長より、国大協としての意見を纏めるに当っては、第1常置委員会で取扱ってはどうかとの申し出があったので、この提案について、お諮りしたい。

このことについて、協議の結果、「学位授与機関に関する審議の概要」に対する本委員会の意見をまず特別委員会に提示し、検討願うことにした。

引続き委員長より、本委員会として作成した大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する意見原案について、ご検討願いたい旨述べられ、以下の項目について検討が行われた。

「はじめに」

I 国立大学の教育・研究の改善についての基本的要請

II 大学設置基準の大綱化等について

(1) 開設授業科目・卒業要件と一般教育に関連して

(2) 学士

(3) 教育研究組織について

(4) 施設・設備について

III 大学の自己評価について

IV 学位授与機関について

「むすびにかえて」

以上の検討の中で、文言修正のほか、大学設置基準の大綱化に対する基本的意見の明確化、大学自己評価による教育・研究者の立場での自己点検、学位授与機関の名称、授与は学士、修士、博士別に考えるべきである等の意見交換があった。

ついで、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日伺ったご意見を踏えて、意見原案を見直し整理し、各委員のご意見を伺った上その成案を11月開催の理事会及び総会に提出したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成2年12月10日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

小林, 福士, 伊藤, 吉田, 太田, 青野, 武田, 潮木, 巽(代理: 佐藤繊維学部長), 坂田, 田中, 浅田, 迎, 松浦, 光永, 今村各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 早田大学入試室長

(説明者) 今村東京大学入試課長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員に就任された今村鹿屋体育大学長, 及び巽委員の代理として出席された京都工芸繊維大学佐藤繊維学部長の紹介があったのち, 議題の関係で東京大学の今村入試課長に出席願った旨述べられた。

〔議 事〕

1. 「平成3年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について

初めに委員長より, 追加合格者決定業務の円滑化を図って毎年本委員会が各大学に通知している「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成3年度の原案が作成されたので, ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで, 委員長の要請で原案作成にかかわった今村東京大学入試課長より, 配付資料「平成3年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について前年度との変更点を中心に説明があった。

以上の説明ののち, 同案について審議が行われた結果, これを異議なく了承するとともに, これについて公立大学協会等と協議し, その了承を得たうえ各大学長宛送付することとした。

なお, 本件の審議については, 今後その扱いを簡素化することとした。

2. 推薦入学について

このことについて, 委員長より次のように述べられた。

推薦入学は, 国・公・私立大学を通して多くの大学で実施されているが, 主として私立大学における選考時期の早期化や入学定員に対する推薦入学の割合の高比率化等が問題となっているので, 国立大学としても検討しておく必要があるように思う。そこで, この際, 本委員会として, 推薦入学について, その目的・意義ということも含めて推薦入学についての実状及び問題点等を整理しておきたいと考える。

ついで, 委員長の要請で松井専門委員より, 国立大学における推薦入学の実状等(推薦入学の種類, 各大学・学部試験期日, 各大学・学部入学定員に対する推薦入学率, 各大学・学部入学定員に対する推薦入学率の分布図, 等)について, 配付資料を基に説明があったのち, さらに, 推薦入学に関する問題の整理にあたって考慮すべき事項として, ①拡大する私立大学の推薦入学状況との関わり, ②平成4年度をピークに減少する18歳人口との関わり, ③分離分割

入試等にみられる選抜尺度の多様化と大学入試センター試験を課す推薦入学との関わり、等を挙げて説明があった。

引続き、大学入試センターの田保橋副所長より、推薦入学についての高校側の見解について、配付資料に基づき次のような説明があった。

推薦入学についての高校側の見解は、全国高等学校長協会がとりまとめた「大学入試とその改革の在り方」（平成元年7月）及び「アンケート調査」（平成2年7月、全国の公・私立高校250校を対象に実施）結果に集約されている。それによれば、主な意見としては、推薦入学の枠を拡大すること、調査書を重視すること、職業科高校出身者へ配慮すること、等であり、このほか、私立大学における、選考時期の早期化の是正、指定校制度の見直し、いわゆる青田買いの防止等を要望している。

以上の説明ののち、概ね次のような意見交換があった。

- 推薦入学について、職業科高校は普通科高校に比べて、その履修の関係で、受験上困難な面があり、また、進路が関連学部に限られるなど選択幅も狭い。
- 推薦入学だけではないが、職業科高校からの受入れの拡大は望ましいことであり、その点、職業科出身者に対する代替科目の措置については、大学入試センター試験についてだけでなく、第2次試験についても配慮することが望ましい。
- 国立大学として推薦入学を実施することの意義を明らかにすべきである。また、国立大学全体として入学定員の中で推薦入学の占める割合が大枠でどの程度が相応しいかという

ことも検討してみる必要があろう。

- 推薦入学の受入れ段階だけに止まらず卒業後との関連、のほか、今後の18歳人口の減少等をも考慮に入れて検討する必要がある。
 - 推薦入学について国大協として検討するについては、事項をある程度絞った方がよいと思う。
- なお、学内での、入学者選抜に関する論議で、推薦入学を「分離分割」入試の前期日程または後期日程試験のいずれか一方の試験と見做すことはできないものか、という意見が出ている。
- 推薦入学は、全入学定員の一部に限られていることであり、どのような基準で、どのような資質を持った学生を受け入れるかは、各大学の見識の問題と思う。
 - 推薦入学では、推薦書、調査書などにかかる高校と大学間の信頼関係が最も大事なことでないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

推薦入学について、ただいま頂戴したご意見を踏まえて、その現状及び問題点等を整理しておくことにしたい。

3. 帰国子女特別選抜の取扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

帰国子女特別選抜は、入学者選抜の多様化の一環として各大学で実施されているが、わが国における国際化の進展に伴い、海外勤務者等もふえ、帰国子女の大学受入れということが今後一層問題となると思われるので、推薦入学の問題と同様、その意義、現状及び問題点等を整理

しておきたいと考える。なお、丸井委員長時代には、国立大学の帰国子女特別選抜についての実状を調査したことがあるので、まず、その調査結果なども含めて松井専門委員から説明していただくことにしたい。

ついで、同専門委員より、国立大学の帰国子女特別選抜の実施状況（各大学の出願要件、試験期日、実施大学・学部数、入学志願者数・合格者数・入学者数、等）について配付資料に基づき説明があり、さらに、「実状調査」の結果に基づき取りまとめられた配付資料『国立大学における「帰国子女特別選抜」のあり方について（連絡）』（平成元年4月24日付）について、大要次のような説明があった。

帰国子女特別選抜の実状調査を行った経緯は、特別選抜の門戸を開いても応募がない大学・学部がある一方、各大学の試験期日が異なるため、一人で複数の大学・学部を受験・合格し、それによる入学辞退が少なくないなどの問題に対応しようとしたためである。しかし、その調査結果を踏まえて種々検討した結果、特別選抜の実施期日等は各大学の事情によって決められている側面が強く、これらを国大協として統一することは当面難しいと判断されたため、結局、各大学が検討する際の参考資料としてまとめ、今後の推移を見守ることにしたものである。

以上の説明について、次のような意見交換があった。

○ 平成2年度の帰国子女特別選抜の結果、国立大学10数大学で合わせて77人の重複合格による入学辞退があった。これについて、国大協として何らかの検討が必要ではなかろう

か。

○ 帰国子女の国立大学への受入れについては、私立大学との関連で考える必要があり、国・公・私立各大学の実施状況のデータに基づき、志望者数を考慮の上検討すればよいのではないか。

○ 帰国子女特別選抜の選考の基準は、各大学とも従来、学力試験の成績に偏る傾向が強いが、趣旨からいってそれでよいものであろうか。

○ 帰国子女特別選抜の実施時期については、各大学それぞれの事情で設定されているので、それを国大協として調整することは、今後特段の状況変化でもなければ難しいことではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

帰国子女特別選抜についても問題点があるようなので、国際化、多様化の観点に立って、取り敢えず、現状を認識し、問題点等を整理しておくことにしたい。

4. 受験機会の複数化に伴う入学者選抜に関する問題点について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

受験機会の複数化以後、「連続方式・分離分割方式併存制」による入試も今年度で3回目を迎え、このあたりで、そのフォローアップが必要のように思う。入試改善特別委員会では、入学者選抜制度のあり方について、中・長期的観点から検討をはじめているが、本委員会でも、入学者選抜についての現状を分析し、問題点等を整理したいと考えるので、各委員のご意見を伺

いたい。

以上のように述べられたのち、次のような意見交換があった。

- 「実施要領」は、分割なき分離を認めていないため、募集単位が極めて小さい教員養成系学部、特に中学校課程等では「分離分割」入試の実施が事実上困難である。この場合の特例について検討すべきではないか。
- 平成3年度、第2次試験の実施方式は、「分離分割」が188学部となり、国立全学部の過半数を越えるに至った。しかし、教員養成系学部で「分離分割」入試を行うところは限られており、今回もその殆どが「連続」方式の「A日程」に偏る結果となった。このことは国立大学全体の入学選抜のあり方として問題を問われることになる。
- 最近、高校側と国立大学の入試に関して話し合ったが、その際、高校側からは、「分離分割」入試の推進、及び前期日程、後期日程間の入学定員のバランスの配慮ということとともに、不本意入学者の増加と関わって、大学の受入れ間口はできるかぎり広くしてほしい旨要望があった。
- 「分離分割」入試で、前期日程と後期日程との選考基準が異なれば、それによって入ってくる両者の資質は違ってこよう。その結果の追跡を含めて問題点を整理する必要がある。
- 「分離分割」入試の場合、前期日程に合格しその入学手続をすると、後期日程またはB日程試験の受験資格を失うことになるが、これは受験機会の複数化ということと矛盾しないか。いずれにしても、第2次試験の「分離分割方式」及び「連続方式」両実施方式につ

いてのメリット、デメリットを整理することが必要だ。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように諮られ、了承された。

推薦入学、帰国子女及び第2次試験の実施方式等、大学入学選抜についての現状及び問題点等を整理のうえ次回以降検討していくことにしたい。ついては、松井専門委員に本日のご意見をも踏まえて検討事項の要点の整理をお願いしたい。

5. 色覚障害者の教員採用に対する配慮について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

先の理事会（平成2年11月2日開催）で、色覚障害者の入試の扱いに関連して、一部の地域でみられる色覚障害者の教員採用の制限に対する対応を検討してほしい旨要望があった。これについてはまず、文部省からその実状を伺いたい。

ついで、文部省早田大学入試室長より、次のような説明があった。

文部省では、昭和57年に教育助成局長から全国都道府県教育委員会宛に、「身体に障害を有することを理由に教員採用の受験を制限しないよう」通知を発し、毎年、担当課長会議等でその主旨の徹底を図っており、現在何等かの形で色覚障害者の採用を制限しているのは2、3の道府県のみである。これをもって、大学が細かな配慮なしに形式的に色覚障害者を入学制限するのはいかなものかと考える。

これに対し委員長より、入学制限についてはすでに廃止・緩和の方向を各大学にお願いしているので、文部省には今後とも採用制限に対応

願うこととしたい旨述べられ、了承された。

6. その他

次に、委員長の要請で早田室長より、中央教育審議会における今後の審議のスケジュールについて次のように説明があった。

中央教育審議会は、来る12月18日に総会を開催し、先に、学校制度に関する小委員会が取りまとめた「審議経過報告」について審議したうえ同報告を公表することとしている。その後、これについて各関係団体等からヒアリングを行ったうえで来春を目途に審議会として最終的に答申を取りまとめる予定である。なお、答申中の大学入試に関する事項については、大学審議会に検討をお願いすることになるものと思われる。

関連して、委員長より、次回、中央教育審議会及び大学審議会における大学入試に関する審議状況について説明いただくため、引続き早田大学入試室長にご出席願ひ、また、大学審議会大学入試に関する専門委員会の専門委員である前川副会長にもご出席をお願いすることにした旨述べられ、了承された。

ついで、大学入試センター田保橋副所長より、配付資料をもとに、「平成3年度大学入試センター試験志願者数(確定)」、「平成2年度「大学ガイダンスセミナー」実施結果の概要」、「平成2年度「東日本地区大学入学広報セミナー」実施結果の概要」、「高等学校学習指導要領の改訂に伴う各種委員会の任務のスケジュール等」等について報告・説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成2年10月17日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松角委員長

藤井、船越、篠筈、藤川、加納、内海、岩佐、鳥塚、佐々木、佐野、蜂須賀、
吉田、平川、西田、榎本、木下各委員
小路、木村、島田各専門委員
(文部省)喜多学生課長

松角委員長主宰のもとに開会。

委員長から、学長交代によって新たに委員になられた船越昭治岩手大学長および専門委員になられた木村孟東京工業大学教授、並びに喜多文部省学生課長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 就職協定について

このことについて、委員長から概ね次のように述べられた。

本日配付の資料は、第10回国立大学就職問題連絡協議会(平2.10.4)及び、第11回全国国立大学学生部長協議会(平2.10.5)での概要であるが、その主な点は、本年度の就職協定順守状況は、不満足な部分もあり問題は多々あるものの総体的には昨年度よりやや前進があったこと、来年度の協定は実効性のあるものとするために大学側企業側共に努力すべきであること、大学側は協定の主旨及び順守について学内就職指導の充実を図るとともに、企業側は順守にな

お一層の自制と改善の努力を期待すること、などである。国大協としては、就職協定の問題点を洗い出し改善しながら順守の方向で今日まで対応してきたが、今後この協定を手直しするとすればどのような点を直せばよいのかなどのことについて審議を願いたい。

ついで、次のような意見の交換があった。

- 就職協定については心情的には判るが、現在の自由経済体制下における自由競争原理の立場から考えてみてどう意味づけるか、今の就職協定に対して国大協として順守の基本的態度を表明するならば、順守のために何ができ、何ができないかという点について、説得力のある説明がないと企業側にも学生側にもその主旨の徹底が難しいのではなかろうか。
- そのことに関連して、昨年も企業側と順守の精神論をしかけるだけでは実効があがらないということについて討論したが、順守するという精神で協定を建て直しながら存続を続けようということであった。その努力の具体例として企業側は「就職110番」を設けたり、日経連が厳しい勧告を各企業にしたり、協定違反の企業には懸命に説得したりして努力している。
- 我が国の産業基盤の一つを形成している中小企業の要望に対して、大学側がどのように取り組んでいるのかということが今後の課題の一つではなかろうか。
- 大学が直面している問題でOBの訪問ということがあるが、4年目の学習に悪影響を及ぼさないOBとのつながり方はどうあるべきかということが、今後の課題でなかろうか。
- 就職協定の機能面を拡大するとともに問題点を解消しながら存続させる方向を探るのが

よいのではなかろうか。

ついで、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日の各位の意見を集約すれば、来年度も協定を見直しつつ順守するということになると思うので、この方向で本日午後の就職問題懇談会や理事会・総会に臨みたい。

2. 学生の国民年金加入問題について

このことについて、委員長から概ね次のように述べられた。

このたびの国民年金法の一部改正によって、満20歳に達した学生は全員が国民年金に加入することになったが、このことに伴う保険料の減免の取り扱いについて文部省と厚生省の折衝が進行中であると承っている。このことについて喜多学生課長に説明をお願いしたい。

ついで喜多課長から、概ね次のような説明があった。

来年4月1日から、20歳以上の学生が全員国民年金に加入することになるので、扶養者の保険料負担が過大にならないよう配慮方を文部省から厚生省へ申し入れてあり、同じ主旨の要望書が国大協から昨年10月13日に厚生省へ提出された。現在、厚生省と大蔵省が協議中であるので、内容がはっきりした段階でご連絡することにしたい。

なお、去る4月27日の本委員会で説明の際、免除基準は世帯単位で学生が下宿して住民票を移して申請すれば保険料が免除になろうと申ししたがその後、国会でも審議され、学生については、例外的に、日本育英会の奨学金や授業料免除と同様に、親の所得に基づく家計基準による

方向が考えられているので、ご了承願いたい。

3. 保健管理センターからの要望について

このことについて、委員長から概ね次のように述べられた。

国大協は、保健管理センター（以下、センターという。）の充実と改善について、昭63.11.9 全国立大学を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果（配付資料）を理事会（平.元.6.7）および総会（平.元.6.13）に報告した。

その後、国立大学保健管理施設協議会（国立大学保健管理センター所長で構成）（以下協議会という。）が種々調査をされたので、これについて同協議会の副会長である小路専門委員から説明をお願いしたい。

ついで、小路専門委員から概ね次のような説明があった。

国立大学保健管理センターの充実改善に関するアンケート調査の概要（配付資料）は、協議会の下部組織である特別委員会が国大協のアンケート調査の主旨を受けて協議会会長名で1次、2次に分けてアンケートした結果をまとめたものである。協議会は従来から健康教育の重要性を主張してきたが、各大学では、センターがどのような状況下であり、又、将来どのような形で発展した方がよいと考えているのか、などの点について詳しく調査したのがこのアンケートである。

なお、協議会では、このアンケート調査の結果に基づいて協議会会長および副会長名で国立大学保健管理センター組織運営の改善充実に関する要望書（案）（配付資料）を、文部大臣へ要望することになっている。これらについて各位

のご意見を伺えればありがたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- 留学生およびその家族の健康問題は、国によっては宗教上の戒律が医療活動面に介入してくるということもあるので、難しい問題がある。
- 個々の学生自身が心得ておくべき健康問題は何かということ、例えば、テクノストレス、マニュアル人間、OA病等と称せられる社会的症候群は学生が社会に出たときに何故おこるかということ、それぞれ専門分野の先生から分析してもらい、これを学生の健康教育に結びつけられないものか。
- 従来の環境医学は自然環境に重点をおいてきた傾向があるが、今後は社会環境医学に重点をおいて、大学の健康教育の分野にも反映させてもらいたいと考える。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

小路専門委員から説明があった協議会から文部大臣へ提出する要望書、およびアンケートの調査結果は、本委員会の今後の運営に非常に参考になるが、協議会という独立した組織としての立場から要望するものであるので、本委員会としては参考にさせていただいたということで対応したい。

4. 次期委員長の選出について

松角委員長は来る11月19日で学長任期が満了し退任されるので、次期委員長について諮られ、協議の結果、篠笥憲爾委員（福島大学長）を選出した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成2年12月10日（月） 13:30～16:00

場 所 学士会分館7号室

出席者 野村委員長

南部, 平林, 阪上, 小出, 大谷, 山崎, 上原, 前田, 小野, 俵, 高田各委員
熊澤, 中條, 日下, 横澤各専門委員
(文部省) 渡辺人事課給与班主査

野村委員長主宰のもとに開会。

委員会を開催するにあたり、委員長から前回委員会以降の経過について次のような報告があった。

(1) 教室系技術職員問題（組織化、研修Ⅰ、研修Ⅱ）の検討に当り、第1常置委員会と関連する部分が多いので、本委員会と合同小委員会を設ける必要があるという本委員会の意向を受けて、新野第1常置委員長（神戸大学長）と話し合い同意を得た。しかし、その後第1常置委員会は大学審議会への対応で多忙を極めていることなどで、いまだ合同小委員会を開催するにいたっていないことを了承願いたい。

(2) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を、平成2年6月26日に有馬会長、野村委員長、平間事務局長が文部大臣、人事院総裁ならびに各関係担当官へ提出し配慮方を要望した。

また、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を、同年10月8日前川副会長、野村委員長、小出委員、平間事務局長が文部大臣、大蔵大臣、総務庁長官ならびに各関係担当官へ提出し要望書の主旨に則り勧告の実施方を要望した。

(3) 去る9月10日の小委員会では、前記の「人事院勧告に関する要望書（案）」の検討と、これからの検討課題について話し合った。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 教職員の待遇改善について

(1) 教室系技術職員の組織化等について
委員長から概ね次のような発言があった。

国大協として各大学に組織案を示し、各大学の自主性によりその具体化が図られているところであり、既に4大学では学内措置としての組織化がすすんでいる。

一方、研修Ⅰは、大学によりすでに実施または検討をすすめているところも多いと伺っているが、研修Ⅱを、Ⅱ種国家公務員試験と同等と認められる研修として専任職移行の資格認定制度までもっていくためには、どのように制度化したらよいか。また、全国的組織にできるのか、研修へ出席する旅費はどのようにしたらよいか等の諸問題もあるので、審議を願いたい。

ついで概ね、次のような意見交換があった。

- 組織化のできた大学の情報を、本委員会で集めて、これを検討中の大学へ示せば組織化の参考になるのではなかろうか。
- 本委員会は、アンケートする段階で大学名を公表しないことにした経緯があるので、大学の自主的判断に基づいた大学間の相互連絡などの方法が望ましいと考える。
- 近い将来、各大学で組織化がすすむにつれて、それぞれ異なった職名を用いるのではないかと考えるが、これの対応はどうか。

- 文部省は、各大学で用いる職名の如何にかかわらず、組織化した段階の組織の内容によって判断することになる。
- 研修Ⅰは、各大学が単独かまたは複数大学の同じ職種のつながりでおこなう研修であるので、この研修のすすみ具合や運営の状況などを見たらうで研修Ⅱを検討する際の参考にしてはどうだろうか。

概ね以上のような論議をふまえて、委員長より、研修Ⅱは、各大学の教室系技術職員の組織化や研修Ⅰの進行状況をみたらうで必要に応じて対処しなければならないが、当分の間は各大学の状況を見守るということではどうかとの発言があり、これを了承した。

(2) 大学研究調整額について

委員長から、次のような発言があった。

大学研究調整額は、「教官等の待遇改善に関する要望書」でも毎年要望している項目であり、この度全大教委員長から会長宛に提出された要望書（配付資料）にも「教育研究調整額」という名称で要望しているが、これは国大協要望項目と同じ主旨のものである。ただ、全大教は教官の時間外労働及び職業的経費の自己負担の実態調査を要望しているので、これらの点についてご意見をおきかせ願いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- 教官のなかには、学会費、図書費、学会出席旅費などを自己負担している者もいることは事実である。
- 私立大学の中には、学会費を大学で負担している大学もあるときくが、この点は私大教官の給与面には現われない個所であり、ここらが私大との格差の一つではないかと考えるが、人事院はこの点を把握しているだろうか。

- 時間外労働については、大学の教官は、時間単位で労働しているつもりもないと思うので、実態調査をしても調査目的にそぐわない調査結果になるのではなかろうか。
- 教官の超過勤務時間については、把握が困難である。従って、何らかの形の給与面で保障するか、これとは別に予算面（例えば旅費や研究費など）で配慮するかが問題になる。

概ね以上のような論議を経て、委員長から、全大教のいう「教育研究調整額」は国大協が毎年要望している「大学研究調整額」の主旨と同じものである。また、教官個々の勤務時間外の調査は、具体的に考えていくと、いろいろな問題もあって調査は難しいと考えるがどうか、との発言があり、これを了承した。

(3) 教務職員問題について

委員長から次のような発言があった。

この問題は、折にふれ本委員会の話題になったことであるが、この度の東大職員組合執行委員長から会長宛に提出された要望書には、教務職員制度の廃止理由を数項目にわたって述べてある。会長からも教務職員について論じてほしい旨の要請もあったので、この問題を話し合っていたきたい。

ついで、東京大学の事情等について横澤専門委員から次のような発言があった。

教務職員の長期勤続者を助手と同等の教(→)2級へ格付せよ、という要求が東大職員組合からでているが、現在の制度では助手にならないと教(→)2級に格付けできないので、大学限りでは解決できない問題である。ただ、東京大学では教務職員の採用については、昭.54.10.以降マスター以上、またはこれと同等以上のもので、将来昇進が期待できる者という基準を作り運用を

行ってきているので、この問題は主として昭和54.10以前に採用された者の問題である。このため、総長室が中心となって教務職員の現状を整理し、考え方をまとめるなどして最近「教務職員の取り扱いに関する見解」を作成したが、東職側はこれに示した内容について多くの点で納得していない。なお、各部局における教務職員運用の現状は、教官人事のローテーションと関連させるなど活用しているところもあるので、東大としては今のところ教務職員制度の廃止ということは考えていない。教務職員の分布は大学によってばらつきがあるので、議題になりにくい面もあろうが、制度的改善の問題として検討していただければありがたい。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

- 教務職員問題よりも先に、毎年要望している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の各項目の実現に努力するとか、教官の私大流出問題などがあるので、これらに取り組んではどうか。
- 技術部の組織化の段階で教室系技術職員と教務職員を切り離せない大学もあるようだ。
- 助手の定員が少なく不完全講座の多い大学では、教務職員にたよっているところもあるが、その場合、旅費の積算がないとか、研究者として認められないとか、給与面では最初は技官よりよいが一定の年限が経つと技官とクロスするなど、いろいろな問題がある。これは、大学の規模の大小を問わないと思う。
- 教務職員は採用する側の教官が、将来の昇進のみなどを考え、責任をもった採用や運用をすれば、教育研究面に役立つ制度であると考え。
- 教務職員は、教(一)の俸給表を適用しながら、技官であるために矛盾がおきる。実質的には、

助手との区分をなくし、行(一)の技官とは役割の違い点をはっきりさせたほうがよいと考える。

- 教務職員を入れて技術部を組織し、これが班長とか技師長になった場合、将来専行職へ移行する際には給与上や身分上に新しい問題がでてくるのではなかろうか。
- 本委員会としては、教職員の待遇改善の一環として教務職員問題をとらえる場合、制度上の問題まで踏み込むか、その一步手前の給与面を考えるだけでよいか、検討を要する。
- この問題は、教務職員は教育職か技官の職かという制度的にわかりにくいところから発生していると考えるので、教務職員の多い大学ばかりでなく、少ない大学における運用状況も調査して、検討してはどうか。

ついで、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日は結論をだすところまでいかなかったが、教務職員に関する考え方にはいろいろあって簡単ではないので、委員各位の大学における教務職員の状況を調べていただくことにし継続審議といたしたい。

(4) 事務職員の待遇改善について

委員長から、次のような発言があった。

去る9月10日の小委員会で次の課題として事務系職員、特に団塊の世代の事務職員の待遇改善について検討してはどうかということになったので、お諮りしたい。まず横澤専門委員から発言をお願いしたい。

ついで同専門委員から東京大学事務系職員の係長・主任・一般職員の年令別、男女別、在職状況の説明があり、引き続き次のような発言があった。

東京大学では、40歳前半の団塊の世代職員を中心にポスト不足により役付職員に昇進できない職員が多く、これは現在のライン制の枠内では解決し難い問題になっている。このような状況は各大学共通であろう。従って、この際、スタッフ的な専門職員の増加を図るなどにより、待遇改善に結びつけることが必要と考えるので、全国的な問題として、検討し改善の方向をみちびき出してはどうかと考える。

つぎに、文部省渡辺給与班主査から次のような発言があった。

この問題は、専門職員及び主任定数の拡大という方向で、数は少ないが毎年対応しており、人事院もこのことについて問題意識をもっている、進展は遅いものの軌道に乗っていくものと考えている。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

○ 教室に配置されている事務職員の扱いはどう考えたらよいか。

○ 秘書として教室に入ると掛長や主任にすることは難しい。従来の事務組織を見直してみる必要があるのではないかと思う。

○ 秘書を含めた教室系事務職員を組織化する場合、技官を組織化したときのような理由付けができるのかという疑問がある。

ついで、委員長から概ね次のように述べられ、了承された。

事務系職員の待遇改善問題について意見を伺ったが、このことについて、アンケートをすることがを含め基本的な問題を小委員会で検討していただき、論点が絞られた段階で、本委員会で審議していただくことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成2年10月19日（金） 10:00～12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

坂村、浜田、原、平山、角田、山澤、嶋田、山田、後藤、今堀、安藤、稲垣、砂川各委員

栗岡、平川各専門委員

（文部省）小口教育文化交流室長、鈴木教育文化交流室専門職員

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任された砂川恵伸琉球大学長及び本日の議題に関連しご出席願った文部省の小口教育文化交流室長、鈴木専門職員の紹介があった。

〔議 事〕

1. 平成2年度外国大学長招致事業について

このことについて、委員長より次のように述

べられた。

本年度外国大学長招致国は、第一に中国と韓国との同時招聘、それが困難の場合は中国を優先的に招致するというのが当委員会の結論であったが、前回委員会で文部省より、当事業は公的な性格があり相互に国交のない中国と韓国の同時招聘は困難である、また中国か韓国にするかは本年度の全体の事業計画をも勘案し招致国を決定したい旨の申出があり、それを了承した。

その後、文部省で検討の結果、中国より大学長を招致することとなったので、前回委員会での協議を踏まえ小委員会を開催し、中国大学長招致日程案、シンポジウム開催計画案等を作成したので、本日これについて審議をお願いしたい。

続いて、小口教育文化交流室長より配付資料に基づき、招致大学長、招致日程案等の説明があった。なお、招致大学長及び招致時期は次の通りである。

(招致大学長)

黄 達：中国人民大学副学長(学長相当職)

金 同稷：大連理工大学長

林 理彬：四川大学学長

(招致時期)

平成2年11月25日～12月4日

次に、事務局より配付資料「中国大学長招致に伴うシンポジウム開催計画」(案)に基づき、シンポジウムの主催者、開催日時、場所、議題、招待者等の説明があった。

これについて、次のような意見交換があった。

- シンポジウムの招待者を見ると、中国側は招致大学長と大使館関係者だけである。中国からの研究者や留学生にも参加願ひ、直接、意見を聞いた方が実り多いのではないか。
- 今回の趣旨は両国の研究者や留学生を集め、直接、生まの声をきき、意見を述べ合うのではなく、研究者や留学生の管理運営に携わっている立場からシンポジウムに参加願ひ、一層の交流推進策を討議するためであるので、その点ご了解いただきたい。

その他、シンポジウムの主催者について質疑応答があったが、原案に沿って計画を進めることに決定した。

引き続き、事務局より配付資料「シンポジウムの開催について」(案)に基づき、シンポジウムの内容等の説明があった後、委員長より次のように述べられた。

つぎにシンポジウムの内容及びパネラーについてご意見を伺いたい。小委員会の案は、司会は第5常置委員長、パネラーは中国の3学長の他、日本側からは当委員会より文系と理系より各1名の学長委員にパネラーをお願いしたいというものである。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

- シンポジウムは文部省と国大協の共催であるので、文部省からも冒頭ご挨拶をいただきたい。
- 委員長が司会をされるとのことだが、パネラーの講演に先立ち、委員長より文部省等の資料に基づき、中国からの研究者や留学生交流の実情を説明いただければ有益と考える。
- 既に中国の3学長へは外交ルートを通じ講演を依頼しているが、これに加え、例えば団長格の人に、日本側と同様に中国の交流の実態も講演いただくよう依頼したらどうか。

以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

会長挨拶の後に、文部省から挨拶をいただくよう依頼し、案内状を送付することとしたい。なお、パネラーの人選については特に発言がないが、この件は次期委員長選出とも関連してくるので、その選出後、改めて相談することとしたい。

2. 留学生問題に関する報告の取りまとめについて

このことについて、委員長より次のように述

べられた。

前回委員会の決定をうけ、小委員会を2回開催し審議した結果、3名の教員委員に分担願ひ、原案を取りまとめたので、本日はこれについて審議をいただきたい。

続いて、山澤委員より配付資料「留学生問題の現状分析と提言」(案)に基づき、(1)日本語教育、(2)受け入れ体制、(3)学位取得、(4)カウンセリング、(5)宿舍、(6)奨学金、(7)授業料免除について逐条約に要旨の説明があった。

以上の説明について、項目毎に審議がなされ、概ね次のような意見交換があった。

- 在外大使館等にある日本語教育機関で教育を受けた日本語能力の高い者を、現在の大使館推薦の枠を拡大して、もっと日本へ留学させるような方策を講ずれば日本語教育の問題もかなり解決されよう。
- 日本語教育を受けた者がすべて能力が高いとは必ずしも言えないので、取りまとめの中で、日本語能力試験の制度化を提言している。
- 学位取得の項で「昭和63年度の外国人留学生の博士学位取得者は理科系557名に対して文科系45名に過ぎない」と記されているが、文科系の学位取得の難しさは承知しているが、昭和63年度は具体的に文科系と理科系の取得率はどの程度の差があるか。
- 文科系は122名中45名で37%、理科系は592名中557名の94%である。
- 私立大学では留学生の受入れと日本人学生の海外派遣業務を同一のセクションで扱っているところも多いようだが、国立大学の場合、受入れは学生部系、派遣は庶務部系の課で行っており、今後の方向としては提案の国際センターのような形で、外国人留学生のカウンセリング等の機能に加えて上記の業務も合せ

処理する機関の設置が望まれる。

- 提案の国際センターの機能として、外国人の若手研究員の受入れも扱うようにしたらどうか。
- 国際センターは教職員の組織となると考えるが、教官は研究を保障するため、どこかの学部にも所属さす方がよいのではないか。
- 専門教育教官は国際センターとの連携を十分配慮の上、所属は各学部配置した方がよいと考える。一方、カウンセラーや、日本語・日本事情の教官は、職務から見て国際センター所属とした方がよいのではないか。
- 外国の大学では、フォーリンスチューデント・アドバイザーとして長い間経験を積んだ人が留学生等の相談にのっている。日本も今後の方向としては、それを終生の仕事とするような専門家を育成することが必要である。
- 留学生の世話は担当の教職員だけでは見きれないので、積極的に各地に設置されている地域交流センター等の協力を得て、日本人学生や周辺の地域住民のボランティア活動を含めた組織的な対応が必要である。
- 全体を通して見て、各項目において文部省等の関係機関に対し強く財政措置を要望しているので、前文で財政措置を講ぜられるよう訴え、報告書をまとめたらどうであろうか。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

ただいま提案のあったように、財政措置の要望も含め全体を要約する形で前文を取りまとめる他、本日の協議を踏まえ文章の追加及び文句の修正等を行った上、原案を来る11月2日開催の理事会で承認を得て、秋の国大協総会に提出したい。

3. 委員長の交代について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

来る10月末日をもって任期満了により学長を退任するので、本日は次期委員長について協議いただきたい。

これについて協議の結果、角田稔電気通信大学学長が次期委員長に選出された。

次期委員長が決定したのをうけ、委員長より、先程保留した中国大学長招致に伴うシンポジウム開催の際のパネラーとして、文科系より原東京外国語大学長、理科系より土山長崎大学長に講演をお願いしたい旨の提案があり、了承された。

最後に、委員長より在任中の委員・専門委員各位の協力に対し謝辞が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会

日 時 平成2年11月13日(火) 16:00~17:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

馬場、松村、竹内、林、塩野谷、高安、大井、尾上、西田、高橋(克)、木村、中内、糸賀各委員

青柳、一宮各専門委員

(大学財政基盤調査研究委員会) 田原、潮木、金子各委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より次のように述べられた。

本日お集まりいただいたのは、かねてから大学財政基盤調査研究委員会において検討していた、調査研究の一環としての全国立大学教官を対象としたアンケート「国立大学の財政に関する調査(お願い)」の調査内容の原案が纏ったので、主として、これについてご審議願うためである。ついては、原案作成その他データ整理等を担当した田原博人宇都宮大学教授、潮木守一名古屋大学教授、金子元久広島大学助教授にご出席願ったのでご紹介する。

また、前回以降、緊急に書面でご了解を得て設置した国立大学施設等小委員会で協議した結果、平成3年度予算の生活関連経費重点化枠により大学の教育・研究条件の整備充実を図るよ

う、大蔵省始め関係方面へ要望することになり、会長はじめ委員以外の学長の応援も得て、10月12日以降要望書を持参し、教育・研究環境の窮状を説明・要望したので、ご報告する。

〔議 事〕

1. 専門委員の交代について

このことについて、委員長より次のように諮られ、了承された。

京都大学事務局長菰谷専門委員には、文部省に転出されたので、新たに京都大学事務局長に就任された上野保之事務局長に専門委員の交代をお願いしたい。ご了承いただければ、次回委員会より出席していただくことにしたい。

2. 大学財政基盤調査研究委員会のアンケート調査案について

委員長より概ね次のように述べられた。

アンケート調査（案）についてはすでに各委員に送り、ご検討をお願いしてあると同時に、第1常置委員会にも検討を依頼していたところ、調査項目数ヶ所について、ご意見をいただいた。調査研究委員会ではこの意見を参考に検討し、別紙（案）を作成したのでご審議いただきたい。その前にアンケート調査（案）を全体的に纏められた馬場委員（大学財政基盤調査研究委員長）より、概要についてご説明していただきたい。

ついで同委員より、調査研究委員会は、これまで数回委員会を開き検討を重ねた結果、①既存の財政に関する資料収集 ②国立大学の財政状況のアンケート調査 ③聞き取り調査、の実施の三つを進めることとしたが、その1つが別紙「国立大学全教官を対象としたアンケート調査」である旨述べられ、各設問事項について主旨、目的等の説明があった。

以上の説明ののち、概ね次の点について意見交換があった。

- 国大協として調査を実施するからには、会長名で依頼する方がよい。
- 専門分野コード表は、研究分野によって疎密は免れない。その誤解を防ぐため科研費の分類コード表を適用してはどうか。
- 留学生経費に関する設問はできないか。
- 会計制度上の問題に係る設問の仕方の工夫。
- 地方自治体等からの研究補助金の問題点。

以上の意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日の論議を踏まえて、冒頭の専門分野コード表は、科学研究費分野コード表と入替えるほか、ご指摘のあった事項、文言について調査研

究委員会で整理し調査書を作成したい。明日開催の国大協総会には、この原案により修正の箇所を口答で説明し、了承を得ることとする。

引きつづいて潮木委員より、「調査研究委員会」報告の取りまとめについて、次のような説明があった。

これまでのデータ分析と聞き取り調査並びに今回実施するアンケート調査の結果に基づいて、調査研究委員会の報告書の原案を作成することになった。

その構成は①国立大学の存在意義 ②国立大学財政をめぐる現状分析 ③提言、を考えており、あくまでも現行法規の枠内での可能性を念頭において、長期、短期に分けた提言ができればと思っている。特に取り上げるべき事柄、強調しておきたい事項等があれば伺っておきたい。

以上の説明があったのち、委員長より、大学財政基盤調査研究委員会は、これまで8回程委員会を開き財政全般について幅広く議論をし検討を重ねているので、その成果が期待されるが、報告書のまとめに当たって特にこの点を重視してほしいとか提案等があれば、同委員にご意見をお寄せ願いたい旨述べられた。

3. その他

委員長より次のように述べられ、了承された。

大蔵省では、かねてより学生納付金（授業料）の学部間格差導入が検討されているが、仄聞するところによればその動きが顕著となっているので、近く大学財政小委員会を開き、学生納付金改定についての要望書の検討を行うことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第74回) 入試改善特別委員会

日 時 平成2年10月19日(金) 10:30~12:30

場 所 学士会分館6号室

出席者 熊谷委員長

伴, 藤井, 渡部, 前川, 天野, 末松, 松井, 元木, 新野, 細川, 高橋(克),
高橋(良)各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの田保橋副所長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 平成3年度入学者選抜における追加合格者の入学手続き締切期日について

このことについて、委員長から次のように報告があり、了承された。

「平成3年度入試における追加合格者の入学手続き締切期日は、『実施要領』の4の(d)において3月31日とする旨定められているが、平成3年度は、同日が日曜日となっており、この日に入学手続きの受付を行わない大学があることが考えられるほか、30日(土)・31日(日)の両日は金融機関が業務を行っていないので、これらの事情を勘案し、平成3年度入試においては、同要領の同項ただし書きを適用することにより、『4月1日以降の各大学が指定する日』まで入学手続第2次締切期日を延期し、入学手続を行わせるようご配慮いただきたい旨、第2常置委員会委員長及び入試改善特別委員会委員長連名で各大学長宛にご依頼した。事後ではあるがご了承願いたい。」

(2) 大学入試センターからの報告

ついで委員長からの要請で、大学入試センターの田保橋副所長から、大学入試センター試験に関連する事項等について、配付資料に基づき報告があった。

(3) 「大学審議会大学入試に関する専門委員会」の審議状況について

このことについて、前川委員(「大学審議会大学入試に関する専門委員会」専門委員)から、去る8月21日、9月17日及び10月3日に開催された「大学審議会大学入試に関する専門委員会」の審議概況についての報告があり、これについて若干の質疑があったが、入試に関する中長期的な課題については、次回以降に改めて討議することとした。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成4年度実施要領・実施細目等(案)の作成について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「去る6月総会において、平成4年度入試の基本方針は、平成3年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』とすることが了承されたので、前回の委員会(5月29日開催)の結論に従い、平成4年度入試に関する実施要領、実施細目及び実施上の申し合わせ事項の原案を7月4日付けをもって各大学長宛に送付し、意見等があれば10月1日までにご回報されたい旨依頼

したところ、本日までに3大学から意見・要望が寄せられた。そこで、これらの内容についてご検討いただいたうえ、来る11月開催の総会に提出する本委員会としての最終案を作成することにした。」

以上のように述べられたのち、審議に入った。

寄せられた意見等の内容及び本委員会の検討結果は次のとおりである。

意見等の第一は、「A日程」及び「前期日程」の試験実施日を2月25日に固定せず、その前後の日曜日に実施するようにはどうかという意見である。

この件については、これまで本委員会でも十分検討してきた問題であるが、私学の入試時期との関係から、私学の理解・協力を得てぎりぎりの線として2月25日と決定されたものであり、曜日の関係だけで試験実施日を前後にずらすことは無理である。したがって、原則的な日程は変更しないこととし、試験実施上特別の事情がある大学は、「実施上の申し合わせ事項」に基づき第2常置委員会と協議していただくこととした。

第二の意見は、文部省通知の大学入学者選抜実施要項等で用いられている「個別学力検査」という呼称と、国大協の実施要領等で用いている「第2次試験」という呼称を統一してもらいたいという意見である。

この件については、昭和63年10月25日の本委員会及び昭和63年11月7日の理事会等で昭和65年度(平成2年度)の実施要領を検討した際に、『大学入試センター試験は共通第1次学力試験の延長線上にあるもので、国立大学は、「大学入試センター試験」と「各大学・学部が個別に実施する学力検査等」との組み合わせで入学者の選抜を行うという従来の基本的な枠組みは変っ

ていないので、当面は従来どおり「第2次試験」と称するのが適当である。』ことが了承されている。しかし、その後月日も経過したことでもあるので、この機会に改めて再検討することとし、種々の観点から意見交換が行われた結果、少なくとも平成4年度については現状の名称のままとするのが適当であろうということになった。

第三の意見は、平成元年度から連続方式と分離分割方式の併存による受験機会の複数化が実行され、また一方、新しく大学入試センター試験が実施されて、一連の改革が実現されたところである現況に鑑み、今後はある程度の時間をかけ、落ち着き先を見定めることが重要であるという意見である。

この件は、今後、入試制度の検討を行う場合の基本的な考え方にも関するものであるもので、本委員会として十分考慮することとした。

また、以上とは別に、平成3年度入試に関して、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者の発表日は、現行の実施要領等では最終の期限が規定されているのみであるので、これらの試験の合格者はその試験実施後速やかに発表しても差し支えないかという口頭での問い合わせが複数の大学から、国大協事務局にあった。

この件について種々検討した結果、連続方式の事後選択制の理念の上からも、また、「B日程」や「後期日程」で試験を行う大学への影響等からも、「平成4年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に、新たに『「A日程」試験及び「前期日程」試験のそれぞれの合格者の発表は、3月6日(「B日程」試験の開始日の翌日)以降からとする。』という事項を追加して、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表の取扱いに混乱が生じないようにすることとした。

なお、これに伴って、実施要領の附属資料「実

施日程表」の該当部分を整理するほか、同「実施日程表」中の「入学手続締切期日」の表記を誤解のないよう変更することとした。

以上の検討結果にもとづき原案を一部修正し、「平成4年度実施要領・実施細目・実施上の申し合わせ事項」(案)を来る11月2日開催予定の理事会に付議のうえ11月14日、15日開催予定

の総会に諮ることとした。

なお、「A日程」試験及び「前期日程」試験の合格者発表日の件は、平成4年度からの変更としたが、可能なかぎり平成3年度入試についてもこの趣旨を生かしていただくようお願いすることとした。

(第75回) 入試改善特別委員会

日 時 平成2年11月27日(金) 10:00~12:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

伴、藤井、渡部、前川、末松、松井、元木、細川、高橋(克)、高橋(良)各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 早田大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの田保橋副所長及び文部省の早田大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの田保橋副所長から、平成3年度大学入試センター試験出願状況等について配付資料に基づき説明があった。

2. 国立大学の入試制度の検討について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「大学の入試制度については、現在、大学審議会や中央教育審議会でも検討が行われている。一方、有馬会長は予て、国立大学の入試制度については中・長期的視点に立って検討すべきで

あるとの意向を示されており、われわれもそう考えている。ついては、この際、国立大学の入学者選抜のあり方について中・長期的視点から再検討を行い、本委員会としての考え方を整理する必要があるのではないかと思う。本日はその検討の第一歩として、大学審議会及び中央教育審議会における目下の審議状況について伺ったのち、意見交換をしていただくことにしたい。」

ついで、大学審議会の入試に関する専門委員会委員に就任されている前川委員から、同専門委員会の7回にわたる審議の中で出た主な意見について、次のとおり説明があった。

○ 基本的な考え方について

- ・ 学歴社会を是正していくことが必要である。
- ・ 選抜の評価については、今後多様化の方向へすすめていくべきである。
- ・ 入試制度は安定性ということが大事であ

り、受験生の立場からも制度をたびたび変更することはすべきでない。

- ・ 検討課題を短期的な課題と中・長期的な課題とに整理して、着実に改善を図っていくべきである。
- 大学入試センター試験について
- ・ 利活用について、国立大学がその試験教科・科目数を減らして、いわゆる私立大学型をとることを評価する意見がある一方、国立大学についてはできるかぎり5教科を課してほしいし、私立大学についても極端に少ないのは好ましくない、とする意見もある。
 - ・ 同一の教科・科目で難易度の異なる試験問題の作成については、現時点では時期尚早とする意見が多い。
 - ・ 試験の実施時期の繰り下げを高校側では希望しているが、大学側、特に国公立大学では、2次試験を前後2回に分けて実施し、しかも丁寧に試験を行おうとすれば、いま以上に繰り下げることは困難であるという意見である。
 - ・ 試験の年間複数回実施については、論議の対象にはなったが、問題もあり、将来の検討課題とする意見である。
- 国公立大学の受験機会の複数化について
- ・ 分離分割方式の前期日程と後期日程の募集定員の比率がアンバランスなので再検討してほしいという意見がある一方、両者の募集定員を均衡化すると、実施上いずれの試験も学力主体の選抜になり、多様化の流れに逆行することになるという意見もある。
 - ・ 連続方式・分離分割方式併存制は入試制度として複雑なので、実施方法の簡素化を

図ってほしい。

- ・ 受験機会の複数化については、国公立大学だけでなく私立大学も含めて考えてはどうか。
- 各大学の第2次試験について
- ・ 高校教育への配慮という点からも大学入試センター試験を第2次試験の2段階選抜に利用するのは問題がある。
 - ・ 選抜にあたっての評価の対象に在学中の文化、スポーツ等の課外活動、又はボランティア活動を加えることを検討してはどうか。
- 推薦入学について
- ・ 私立大学の推薦入学の中には、一般入試と変わりなく学力試験を課し、実施時期も早期化する傾向にあり、いわゆる青田買い的に利用するケースが増えている。その是正が必要である。
 - ・ 大学によっては、推薦入学者の全入学定員に対する比率が50%を超えるところもあり、また、募集人数を予め公表しない、などの問題もある。

ついで、文部省の早田大学入試室長から、「中央教育審議会」学校制度に関する小委員会における審議状況について、次のとおり報告があった。

「中央教育審議会では、文部大臣からの諮問事項の一つ『後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題』について、学校制度に関する小委員会を設けて審議を進めていたが、近く、その「審議経過報告」をまとめる運びとなり、目下、起草委員が作成した素案を検討中であり、12月中旬に提出公表される予定である。その中には、大学入試の改善に関する提言も含

まれることになろう。」

以上の説明・報告ののち、種々意見の交換があり、協議の結果、本委員会としても中・長期

的な入試制度の在り方について検討し、平成3年6月開催の総会を目途に原案をとりまとめることとした。

大学院問題特別委員会

日 時 平成2年10月12日（金） 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

藤井、津田、浅田、土山各委員

下沢、宇賀治、馬上各専門委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 大学審議会「大学院部会における審議の概要（その2）」について

はじめに委員長より、概ね次のような報告があった。

「審議の概要（その2）」に対する意見は、先般会長名で各大学長宛に締切日を9月末日、間に合わない場合は10月末日までとして照会していたが、昨日までに34大学から意見が寄せられた。

また、大学審議会における国大協のヒアリングが10月16日に行われるが、全般について異京都工芸繊維大学長、一般教育の問題については竹内埼玉大学長、大学院問題については、私が出席してそれぞれ意見を述べることになった。

引き続き委員長より、各大学から寄せられた「審議の概要（その2）」に対する意見を分類整理した別紙資料に基づいて下記事項の説明があった。

1. 学位制度の見直しについて

- a. 表示する専攻分野について
- b. 学術博士について

C 設置認可について

d. 学位記の表し方について

そのほか反対意見

2. 学位授与機関について

以上の説明があったのち、宇賀治、下沢両専門委員から「大学院部会における審議の概要（その2）」に対する意見（案）の説明があった。

以上の説明ののち、主として次の点について意見交換が行われた。

- 学位授与機関の設置準備が進められている状況の中での意見のまとめ方。
 - 論文博士制度の活用による学位授与機関の無用化。
 - 大学以外の高等教育施設における組織的・体系的な教育内容に対する審査とその修了者に対する学位審査との関係。
 - 自己評価で例示された評価項目について規制的扱いの懸念。
 - 評価結果を踏まえて重点的整備を行う際の大学院間の格差に対する配慮の有無。
- について、委員長より次のように述べられ、了承された。

評価の問題、学位授与機関の問題は、第1常置委員会とも関連しているので、国大協として

の意見を纏めるに当たっては、その整合性を図る必要がある。従って、調整もあり得ることをご了承願いたい。この「意見」(案)については、再度、宇賀治専門委員に本日のご意見を踏まえて整理していただき、これから提出されてくる

大学の意見をも参考に纏め、その第二次案を各委員に送りご意見を承った上最終案とし、11月2日開催の理事会に提出したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成2年10月18日(木) 10:00~12:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

谷本、篠筈、竹内、椎名、將積、武田(代理:水谷三重大学教育学部長)、
尾上、蜂須賀、山田、今堀、金谷、田代、光永、岡本各委員
関口専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、武田委員の代理として出席の水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

ついて委員長より、文部省から平成2年度教員の資質向上連絡協議会(地区別)日程による各地区出席者について、国大協宛推薦依頼があり、横須賀(第1回は、小松宮城教育大学教授出席)、椎名、山田、金谷、岡本各委員を推薦したのでご了解を得たい旨述べられ、了承ののち議事に入った。

〔議 事〕

◎ 「大学における教員養成に関する調査」第三次報告案の検討について

委員長より次のように述べられた。

前回の委員会以後、小委員会を2回開き調査項目に沿って、各担当委員が調査結果に基づく纏めを検討し、別紙のとおり第三次報告の素案を作成したので、ご審議いただきたい。まず、作成に当たった小委員会委員より、調査項目に従って説明していただき、質問、意見等があればうけたまわることしたい。

ついて、初めに山田委員から報告(案)の概略について説明があり、引き続き次の項目毎に各担当委員から説明があった。

I 一般大学・学部における教職課程等の問題

1. 教職課程の課程認定と管理組織及び事務組織 (岡本委員)
2. 課程の改善努力や問題点 (山田委員)
3. 一般大学における教育実習(山田委員)

II 教員養成系大学・学部の今後のあり方

1. 教員養成系大学の教官・学生の実態と問題 (椎名委員)
2. 教員養成系大学院の問題 (金谷委員)
3. 教員養成系大学の将来(新課程問題を含む) (金谷委員)
4. 附属研究施設の現状と将来(関口委員)
5. 附属学校の現状と将来 (山田委員)
6. 教育学部と現職教育の研修及び教員採用 (欠席の横須賀委員に代り山田委員)
7. 教員養成系大学における研究 (山田委員)

III 教員の将来需給の動向

(欠席の潮木委員に代り山田委員)

IV 地方教育行政の教員資質向上施策

(岡本委員)

以上の説明について、①一般大学における、
教職課程担当教官の学部への配置問題、②現職
教員の大学院入学に関する諸問題等の質疑応
答・意見交換があったのち、委員長より次のよ

うに述べられ、了承された。

本日、担当委員からご説明願った第三次報告
の素案について、大筋のご了承が得られれば、
午後開かれる小委員会において、本日のご意見
を踏えて、細部の整理を行い第三次報告(案)
を纏め、11月2日開催の理事会への報告を経て、
11月14日の総会に提出したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第87回総会国立大学協会事業報告

(注) 第86回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (34回)

(1) 第86回総会

2. 6.12 (火)

6.13 (水)

(2) 事務連絡会議

2. 6.15 (金)

(3) 理事会

2. 6.12 (火)

2.11. 2 (金)

(4) 常置委員会 (11回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 「大学審議会大学教育部会における審議の概要」への対応及び「国立大学の役割と今後の課題」について審議した。

(委員会開催状況)

2. 8. 7 (火) 常置委員会

8.27 (月) 第1・第6常置合同会議

〃 打合せ会

10. 3 (水) 常置委員会

10.26 (金) 〃

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①全国盲学校長会からの申入れ, ②私費留学生の入学者選抜上の問題点, ③入学者選抜における色覚障害者の取扱い, 等について審議した。

(委員会開催状況)

2. 8. 8 (水) 常置委員会

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①就職協定問題, ②学生の国民年金加入問題, ③保健管理センターの要

望, 等について審議した。

(委員会開催状況)

2.10.17 (水) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の取扱い及び今後採り上げるべき課題について審議した。

(委員会開催状況)

2. 9.10 (月) 小委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 中国大学長招致計画及び「留学生問題の提言」を審議しまとめた。

(委員会開催状況)

2. 7.19 (木) 小委員会

10. 1 (月) //

10.19 (金) 常置委員会

6) 第6常置委員会(大学財政・学費)

(主要審議事項) ①大学財政基盤調査研究委員会を設け, 全教官に対するアンケート調査を実施することとした, ②国立大学施設等小委員会を設け, 各方面へ施設整備等の要望を行った。

(委員会開催状況)

2. 8.27 (月) 第1・第6常置合同会議

11.13 (火) 常置委員会

(5) 特別委員会(15回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 複写権に関する問題及び学術情報ネットワーク整備問題について審議した。

(委員会開催状況)

2. 7. 9 (金) 特別委員会

8. 9 (木) //

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学・歯学系大学院の問題を検討し, アンケート調査を実施した。

(委員会開催状況)

2. 9. 3 (月) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 「教養課程の改善に関する実情調査結果」の取りまとめを行った。

(委員会開催状況)

2. 7. 27 (金) 専門委員会

7. 28 (土) 特別委員会

8. 28 (火) 専門委員会

9. 17 (月) //

// 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教員養成に関する調査」集計結果の第三次報告をとりまとめた。

(委員会開催状況)

2. 7. 6 (金) 小委員会

9. 7 (金) //

10. 18 (木) //

// 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会大学院部会における「審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」に対する見解をまとめた。

(委員会開催状況)

2. 8. 31 (金) 特別委員会

10. 12 (金) //

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 平成4年度入学者選抜の「実施要領」等の案を作成したほか、平成3年度入学者選抜の追加合格者入学手続締切の一部変更を行った。

(委員会開催状況)

2. 10. 19 (金) 特別委員会

(6) その他の諸会合(3回)

2. 7. 5 (木) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

7.25 (水) 全大教との会談

10.19 (金) 全大教との会談

2. 要望書その他の諸活動

2. 6.26 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院及び文部省へ提出した。

10. 8 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を大蔵省、総務庁及び文部省へ提出した。

10.12以降 生活関連経費重点化枠による施設整備等の「要望書」を大蔵省はじめ各方面に提出した。

10.16 「大学審議会」のヒアリング

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
2. 7. 6	国立7大学理学部 長会議	①基礎科学振興のための問題点の改善 ②理工系学部設備費等の増額 ③学生実地指導旅費の増額	第4, 第6, 大学院
7.18	全国国立大学教養 (学) 部長会議	①授業料値上げについて ②臨時増募と恒常的増募にかかる措置 ③教養部のあり方と将来計画	第6 教養課程
2. 7.23	国立大学一般教育 担当部局協議会	①臨時増募にかかる措置 ②授業料値上げについて ③一般教育の教官定員増 ④事務組織の整備・充実	第6 教養課程
7.23	文部省所轄, 国立 大学附置研究所長 会議	①大学院制度の弾力化 ②大学院定員の増員	大学院
9. 5	第38回中国・四国 地区一般教育研究 会	①一般教育の改善・改革 ②一般教育担当専門係の設置 ③教職員組織の充実	第6 教養課程
9.10	第40回国立大学工 学部長会議	①予算の増額 ②大学院の充実 ③博士課程設置促進 ④助手, 研究支援職員の待遇改善	第1, 第4, 第6 大学院
10.19	全国大学高専教職 員組合	大学教員賃金の改善	第4
10.29	産業教育振興中央 会	推薦入学制度の拡大等について	第2

4. 刊行物

2. 8 会報第129号

11 会報第130号

要 望 書

教育・研究条件の整備充実に関する「要望書」

教育・研究は、国民にとって豊かで文化的な生活の礎となるものであります。

我が国の教育は、教育機会均等の理念のもとに、教育を重視する国民性や経済の高度成長に伴う国民の所得水準の向上等により普及充実し、また、高等教育機関における人材の養成、学術研究の振興とあいまって、我が国経済社会の発展と国民生活や文化の向上等に大きく貢献し、寄与しているところであります。

教育・研究の中心である学校は、我が国の将来を担う学生等にとっては、学習・人間形成等の生活の場であり、国民生活と極めて係わり合いの深い場であります。

21世紀の教育・研究をめざして臨時教育審議会は、その答申の中で教育・研究の個性化、多様化、国際化、生涯学習などへの対応に関し、様々な提言をしています。

幸いに関係各方面の御理解と御努力によって、逐次、諸施策が実施され、教育・研究条件の整備、充実が図られつつあることは喜びにたえないところであります。

しかしながら、現状においては、未だ十分とは言えない状況であり、特に、教育・研究の高度化、多様化など国民や社会の諸要請に適切に対応できるよう、老朽、機能劣化等した学校施設の改築、改修等や教育・研究設備の整備充実を図ることが緊要であります。

このため、特に、生活関連経費重点化枠により、平成3年度予算において、教育・研究条件の整備充実が図られるよう要望するものであります。

平成2年10月

国立大学協会

会	長	有馬朗人（東京大学長）
副	会	長 熊谷信昭（大阪大学長）
副	会	長 前川正（群馬大学長）
施設等小委員会委員長		高橋良平（九州大学長）

国立大学の学生納付金の改定について（要望）

平成2年12月12日

国立大学協会会長

有馬 朗人

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、明年度の予算編成にあたり、国立大学の学生納付金（授業料、入学料等）の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

近年、増加の一途をたどる教育費の負担が国民生活の豊かさを減殺し少子化の一因であるともいわれているような実態は、豊かさを標榜し、教育文化立国を目指すわが国の将来にとって誠に由々しき事態といわざるを得ません。

国立大学の学生納付金についても、年々繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰と相まって、その父母の家計への負担は著しく大きくなってきており、標準所得家庭にとってはもはや堪え難いものとなりつつあります。

国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものでありますが、学生納付金のさらなる増額は機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。

また、国立大学は国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきでないことは申すまでもありません。とりわけ専門分野により授料等に格差を設けることは、上記のとおり、国家、社会の要請に対応して高等教育の機会を開設専門分野のすべてにわたって均等に確保し提供することを本来の目的使命とする国立大学において、到底容認できないところであります。

さらに、このような措置をとることは、学問分野相互間の教育・研究手法の同質化、学際領域の拡大等、近年の学問発展の動向に逆行するものといわざるを得ません。

国立大学協会では、財政収入増の観点から授業料、入学料等の隔年ごとの改定を定着させることについて、かねてから、遺憾の意を表しているところでありますが、政府におかれましては、われわれの意のあるところをご賢察の上、とくに今回の国立大学学生納付金の取扱につき、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

資 料

大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)」 に対する意見

平成2年11月19日
国立大学協会

I. はじめに

一国の発展にとって、研究教育の充実が不可欠な要因であることは、多くの国々で特に強く自覚されているところである。我が国においては、戦後の学制改革に基づく中学校教育の義務教育化が実施され、高等学校進学率の上昇及び高等教育機関の飛躍的な増大などが実現され、これが我が国の比類のない発展に大きく寄与してきたことは国際的にも注目されている。

しかし、現実には、これらの教育諸機関は戦後40数年を経過するなかでいずれも多くの問題に直面している。特に、大学の場合、内外の基盤整備の遅れが目立ち、研究教育の遂行について、深刻な事態を迎えつつあると言わざるを得ない。国立大学協会は、さきに「大学教育部会における審議の概要(平成元年7月27日)」(以下「審議概要(その1)」という。)に対して意見を發表しておいたが、今回發表された同部会における「審議の概要(その2)」(以下「審議概要(その2)」という。)に対しても、その主要点について意見を述べ、大学審議会における十分な検討を期待する。

II. 大学設置基準の大綱化等について

大学設置基準を大綱化して、各大学の自由で多様な教育改善に期待するという基本的な考え方に対しては、本協会としても賛意を表したい。国公立の如何を問わず、各大学が自らの責任においてその研究水準や研究条件の向上に努め、教育内容と方法の改善を図るべきことは言うまでもないことである。そのために、大学設置基準を大綱化し、大学の設置認可に当たって、大学の個性的で多様な発展を図るようにするという自体には各国立大学は基本的に賛成している。その際、社会的評価が確立している大学の内発的な拡充・改組の審査に当たっては特に弾力的な配慮が望まれる。それと同時にまた、大学設置基準の大綱化によって審査ないし認可の基準が曖昧になり、窓口ないし設置分科会での判断が恣意的になることのないよう十分つめておかれることを希望する。

(1) 一般教育の重要性の再確認

最近における受験科目の制限による高等学校教育の歪みと人間教育の稀薄化などを考えると、科

学技術の進歩と学問分野の総合化・高度化の要請とに対応して、大学教育における一般教育の充実
は、以前にもまして不可欠の要件となっている。こうした要請に応えるためには、各大学各学部で
履修科目とその内容、履修方法など一般にカリキュラムについての積極的な検討が行われることが
必要であるとともに、一般教育内容の高度化、一般教育と専門教育の総合化・体系化に対する全学
的な真剣な取り組みが必要である。本協会としては、すべての国立大学がこのことの必要性を強く
認識して、今後とも一般教育の充実と強化に努められることを確信してやまない。ただ、「審議概要
(その2)」で強調された一般教育の重要性の記述が、改訂される大学設置基準の中にもられないま
ま独り歩きするようになると、一般教育の大学教育における重要性が理解されないままに運営する
大学がないとは言えないと危惧している意見も多いことに留意されたい。

なお、学部教育における一般教育のいわゆる形式化・画一化は、今日までの大学設置基準にその
すべての原因があるのではない。各大学は、今日状況の下でも、別紙の本協会「教養課程に関す
る特別委員会の報告」にもみられるように、実に多様な改革を、授業科目及び授業方法等について
試みているだけでなく、教養部の学部化をはじめその組織運営の面でも永年に亘って改善のための
努力を積み重ねている。問題はこうした色々な努力を保障し、その意欲を結実させる国の的確な措
置がとられるかどうかにもあることは留意されるべきである。

(2) 学士について

学士号を諸外国のように第一学位として位置づけること、及び、学士の種類を廃止することにつ
いては必ずしも反対は多くはない。しかし、それがなぜいま問題にされるようになったのかといっ
た疑問や、また、学士の種類についてはいくら多くなっても大学学部名を冠することを徹底すれば、
各大学学部の教育評価にも資することになってむしろよいのではないかといった意見もあることは
付記しておきたい。

(3) 単位制度について

単位の認定によって保障された学習内容を明確にすることは当然のことであるが、各大学の単位
認定は、我が国においてはそれぞれの大学の独得な教育体系とその内容とによって特質づけられて
おり、単純に大学間で互換し難い面をもっている。単位互換が現実には、大学・学部間のそれぞれ
の協議によって結ばれた協定を通じて行われていることを認識すれば、それを単純に普遍性・互換
性のあるものとして一般化することには多くの問題があることに格段の留意をしておかれない。

(4) 教育研究組織について

教育研究組織に関連して、各大学の意見が最も集中したのは、一般教育のそれについてであった。

教養課程と専門課程との分割が一般教育の実体を形式化・画一化してきた面があることは否定できないが、しかし、他方、安易な4年一貫教育は、4年の枠内における教育内容の縦割りによる細分化と一般教育の圧縮をもたらす危険性なしとしない。分野によっては、専門教育の充実が安易な一般教育の削減ではなくて、大学院、特に、修士課程との関連で総合的に考えられることも必要である。また、教養部の学部化をはじめ、一般教育の実施組織の改組が図られた場合でも、一般教育についてのカリキュラムの設計、授業計画の作成、達成度の判定を含む常時の活動を行う全学的な組織が不可欠であるとともに、全学での一般教育内容の高度化や、専門教育と一般教育との総合化などに対する取組みをする一般教育研究センターや、大学教育研究センターなどの設置を希望する大学への財政的措置が望まれる。

III. 大学の自己評価について

本協会は、さきに「審議概要（その1）」でふれられた大学評価システムについて、当面何よりも大学自身が自己評価に徹して、各大学ごとに独自の研究教育の充実に努めることが望まれると述べておいた。その点、「審議概要（その2）」においては、その点も十分考慮されて自己点検・自己評価という表現にされていることも評価できる。

しかし、いうまでもなく、大学における研究教育面での評価は、長期的視点と短期的視点のいずれをとるかによって根本的に異ならざるを得ない。この研究教育の評価のあり方とその問題点についての徹底した体系的究明を行うことなしに、安易に財政的効率とかかわらしめて評価を行うことになると、最近、いくつかの国でも問題となっているように大学の研究教育に深刻な困難をもたらさずにはいない。大学の任務が、何よりも個々の教官自身の教育者・研究者としての不断の厳しい自己批判・自己評価によって達成されることは言うまでもない。大学の自己点検・自己評価は、その意味において、大学を担っている教官自身の自己点検・自己評価から始めなければならない。

IV. 大学の財政についての基本的要請

本協会としては、さきに「審議概要（その1）」に対する意見書において、国立大学の施設・設備の老朽化、研究費の不足、研究教育補助職員の減少などのために国立大学の研究教育が重大な危機に直面していることを指摘し、各大学における教育・研究の「内発的な改善・改革を促進・保障する財政的措置」、特に、「施設・設備の充実・改善のための措置」、大学及び大学院の教育研究補助員の充実、これらを可能にするための国立学校特別会計の充実などについて要請しておいた。

そのうち、研究開発費に関する最近のOECDなどの調査をみても我が国のそれはきわだって低いことが示されている。すなわち、高等教育部門の研究開発費における政府資金の比率は、我が国の52.4%に対して、アメリカは86.9%、ドイツは94.7%、フランスは96.4%、イタリアは98.0%と

なっており、人口一人当りの高等教育部門の研究開発費の政府支出額も、アメリカが231ドル、ドイツが122ドル、フランスが140ドル、スウェーデンが120ドル、及びイギリスが107ドルなのに対して、我が国は70ドルにとどまっている。(OECD. Science and Technology Indicators Report No.3, 1989より)。

また、アメリカの雑誌“Physics Today”によると、大学及び大学関連の研究費に対する政府支出は、1987年に、アメリカ14,905百万ドルなのに対して我が国は3,736百万ドルにとどまり、西ドイツの4,037百万ドルよりも少ない(同誌、1990年9月号より)。以上はほんの二、三の例示にとどまるが、大学における基礎研究の重要性が国際的にも力説されつつある今日、大学における研究・教育の充実・改善を願って審議を進められている大学審議会としては、「審議概要(その2)」で述べられている財政的措置について、さらにより具体的に検討され、その実現の方策についても言及されるよう要請したい。

むすびにかえて

以上、国立大学協会としては、「審議概要(その2)」のうち、国立大学の直面する重要問題と関連する若干のものについて意見を述べておいた。本協会はさきに「国立大学の役割と今後の課題」(昭和61年11月12日)において国立大学の担っているいくつかの課題についても検討しておいた。しかし、その後の情勢の変化はめざましく、問題はさらに深刻化しつつある。この状況を克服するために、国立大学協会は各方面に対して国立大学の施設・設備の充実・改善を要請するとともに、あらためて国立大学の抱えている財政的問題を全面的に検討把握する作業を開始した。われわれは、大学審議会が、本協会のこうした動きを理解され、今後とも大学における研究教育の充実と改善のために尽力されることを期待してやまない。

大学審議会「大学院部会における審議の概要(その2)」に対する意見

平成2年11月30日

国立大学協会

まえがき

大学審議会は、平成元年7月27日に「大学院部会における審議の概要」(以下「審議概要(その1)」という。)を中間報告し、国立大学協会はこれに対する意見を平成2年6月27日付けで発表した。

このたび大学審議会は「大学院部会における審議の概要(その2)」(以下「審議概要(その2)」という。)を発表したが、「審議概要(その1)」にみられた3項目

- I 学位制度の見直しについて
- II 学位授与機関について
- III 大学院の評価と重点的整備について

は、「審議概要(その2)」では

- I 学位制度の見直しについて
- II 大学院の自己評価について

の2項目に整理された。他方、前回の審議の概要では、大学教育部会と大学院部会の両方で各部会との関連において別々に述べられていた学位授与機関についての審議内容が、今回の審議の概要(その2)では一つにまとめられ、大学教育部会と大学院部会における各審議内容と並列する形で、「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」として述べられている。

以下ここでは、「大学院部会における審議の概要(その2)」に対する各国立大学からの意見の大勢に基づき、国立大学協会としての見解を述べることにする。

I. 学位制度の見直しについて

1. (1)の課程制大学院制度の趣旨の徹底と学位授与の円滑化に関しては、今回の学位制度の見直しを契機としてこの制度の趣旨を更に徹底させることが、博士の学位授与一般の円滑化を図るための効果的な方策であると考えすることは理解できる。とくに、従来この点で他分野に比して対応の遅れが目立つ人文・社会科学系の諸分野においても、今後課程制大学院制度の趣旨に沿って、課程博士の学位授与が円滑に行われることが要望される。

次に、博士課程の修業年限内に論文を完成することができなかった者、あるいは課程を中途退学した者、あるいは博士課程に在学しなかった者等に対し、論文を完成した後、博士の学位を取得する方途を従来どおり論文博士制度として別に用意することは、博士の学位取得に至る多様な道に門

戸を開くことになり、生涯学習の推進にも寄与するであろう。それゆえ、博士の学位に関しては、課程博士を基本としながらも、論文博士を今後とも存続させることは意義があると考えられる。ただし、その審査基準は課程博士の場合と異なることのないよう、十分な配慮が必要であろう。

一方、大学における施設、設備、研究費等研究のための環境条件と企業におけるそれらとの間の格差が拡大しつつあること、収入面等博士課程学生の生活条件が企業に就職した場合と大きく異なること等と、論文博士制度の存在することが相まって、近年博士課程への進学者が減少しつつあることが、深刻な問題として憂慮されている。このような理由も含め、少なくとも論文博士に関しても、体系的教育を通じて、学術の進展に対応し、博士にふさわしい豊かな学識を身につけさせるため、一定期間のスクーリングを義務づけるか、あるいは論文博士制度を廃止すべきであるとする強い意見も、一部にあることは事実である。したがって、たとえば教育研究の環境条件の改善、博士課程学生の処遇等の問題も含め、将来に向って博士の水準維持並びに課程博士制度の維持・発展のための方途についても、十分な検討が行われることを強く要望するものである。

2. の見直しの具体案に関し、国立大学協会は、先の「審議概要（その1）」に示された「学位規則上は単に博士とし、学位記では各大学院の判断により適切と考える専攻分野等の名称を表示することができる」という考え方に対し、基本的に賛成した。その上で、各大学院が学位記に専攻分野名を表示する段階では、〇〇博士とする冠形式が採られる可能性もあり、博士（〇〇）とする付記形式になる可能性もあることを指摘した。

今回「審議概要（その2）」においては、博士（〇〇）とする表記形式に統一されているので、上記の如き混乱は解消されるものと理解できる。ただここで、〇〇は専攻分野等を表わすから、博士（学術）について見た場合、「学術」は、文学・法学・経済学…とならぶ専攻分野名を表わすものと理解するのが自然である。ところが、「審議概要（その2）」I. 2. (2)ウでは、博士（学術）に関し、「専攻分野における能力とともに、その基礎となる豊かな学識を有するという課程制博士の趣旨に照らし、専攻分野の表示に準ずるものとして、『博士（学術）』と表示することができる」としている。この見解に従えば、博士（学術）の場合に限り括弧内は専攻分野があるにもかかわらず、それを記載するのではなく、基礎となる豊かな学識を有することを表示することになる。このことは、一定の専攻分野を表わす博士と、一定の学識を表わす博士の、二種類の異質の博士が一般に通用するのを認めることを意味する。これは、そもそも「博士の種類の簡素化を図るという観点」から設けられた従来の学術博士の本来の理念にも背反する。これらの理由から、博士（専攻分野）のみに統一することが望ましく、上記の意味の博士（学術）の表記については再考を求めたい。

さらに、「審議概要（その2）」は上記引用部分に続けて、「従来の学術博士における、学際分野や新分野に限定して〔学術博士の学位を〕授与するという運用上の制約は廃止することが適切である」と述べている。従来の学術博士は、文学博士・法学博士・経済学博士…と同様、将来授与されるこ

とがなくなるので、この制約の廃止は当然のことと考えられる。ただし、もし博士（学術）を従来の学術博士に代わるべきものとするのであれば、上記の所論から学術博士に適用されてきた従来の運用上の制約はむしろ博士（学術）についても堅持されねばならないであろう。

なお、上述の意見とは別に、国際的に通用している Ph. D. に対応させて、学位規則上は学術博士に一本化し、学術博士（専攻分野）と表記することが望ましいとする考え方もかなり多い。とくに学部卒業生が M. D. と呼ばれる医学系では、博士（医学）が M. D. と混同される可能性もあるため、学術博士（医学）とするべきであるとの意見があることを、付記しておく。

II. 大学院の自己評価について

学部と大学院の別を問わず、大学が教育研究水準の向上と社会的責任の達成のために、不断に自己点検・自己評価を行う必要があることは、「審議概要（その2）」に述べられているとおりであり特に異論はない。各大学院も従来、さまざまな形で自己評価について努力を重ねてきた。自己点検・評価の基準は、学問分野の違い、各大学院の理念や歴史等により、必ずしも同一でない。したがって、大学院の自己点検・評価は各大学院の責任において、それら自身により自主的に行われることを原則とするべきである。よって、自己点検・評価項目は大綱的であることが望ましく、画一化されたり、細部にわたって規制的性格をもつことのないよう、十分な配慮が必要である。また、評価の結果がどのように利用されるかということに対する危惧の念を持っている大学院も多いが、この点についても慎重な配慮が要望される。

むすび

先に「審議概要（その1）」についての国立大学協会の意見（平成2年6月27日）において、大学院の質的充実のための最も基本的要件である教育研究に関する環境条件の抜本的改善のため、国立大学・大学院における財政窮乏の状態の改善を強く要望した。この件について、今回の審議の概要（その2）においては、大学教育部会において「3 大学教育改善の方策」のなかに(3)財政措置の項を設け、「高等教育財政の充実に努力することが望まれる」旨提言されている。この点大いに多とするものであるが、今後の審議においても、我が国の将来における学術のたゆむことない進展を維持し、国際的にもこの面で一層大きな役割を果たすため、国立大学・大学院の財政の改善を、大学審議会においてさらに強く取り上げて戴くよう繰り返し要望する次第である。

大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関 に関する審議の概要」（平成2年7月30日）に対する意見

平成2年11月20日

国立大学協会

平成元年7月27日に総会に報告された「大学教育部会における審議の概要」及び「大学院部会における審議の概要」において取り上げられた学位授与機関については、当初よりその内容が必ずしも明確でなかったこともあって、各国立大学からその必要性について多くの疑問が寄せられた。それらのことも考慮して本協会は、「審議の概要」に対する意見（平成2年6月13日）の中で、「大学以外に新たに学位授与機関を設けることが正当化されるためには、大学とは何かということについて従来とは異なった認識が確立されることが必要である」と述べ、「学位授与機関の設立に当っては更に議論を尽くし、慎重に対処されるべきである」ことを要望しておいた。これに対して、今回大学教育部会・大学院部会共同で発表された「学位授与機関に関する審議の概要」では、生涯学習の推進等の観点から、高等教育段階の多様な学習成果を適切に評価し、大学修了者と同等の水準にあると認められる者に、大学教育の修了の証明である学士を授与するという社会的要請に的確に応えるために学位授与機関を設けるとされ、その創設調査が進められている。この点については、今回も各大学から多くの意見が提出されており、いまこの段階で国立大学協会としての意見を述べるとすれば、少なくとも、次の事項を大学審議会における審議のとりまとめ及び創設調査の過程で十分に検討・考慮され、慎重に進められるよう要望する。

(1) 学位授与機関という名称は、もともと英国の全国学位授与評議会（Council for National Academic Awards: CNAA）になぞらえて考えられたようである。しかし、英国の学位授与機関は、最初大学としての国王の勅許状を得られない大学相当の高等教育機関の修了者に対して学位を与えるために設けられたものである。ロンドン大学は教育を行うことのない最初の学位授与機関として設けられ（1836年）、後に正式に国王の勅許状を得て教育を行う大学となり（1900年）今日に至っている。CNAAも今日専ら公立の高等教育機関である Polytechnic の修了者に対する学位授与機関として機能しているが、Polytechnic 諸校の教育水準の上昇に伴って自から学位授与権をもった大学として認められるよう動くとする機運のあることは周知の通りである。その点現在創設調査過程にあるわが国の「学位授与機関」は、一方では学校教育法による大学ではない各省庁大学校での学位授与を避けて、大学による学位授与の原則を維持するとともに、他方において多様に展開する生涯学習の履修形態に即応して、様々な学習成果を適切に評価する機関として考えられている。従って、「学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされ」、「こ

の考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、わが国の学位の国際的通用性を考えると、この大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある」と「審議の概要」において述べられていることを考えると、大学によるこの学位授与との混同を避けるためにも、学位授与機関という名称ではなく、適当な名称を考慮されたい。

(2) 学士を第一学位として位置づけ、本機関が授与すると考えられている学士の対象は、短大等の卒業者と科目登録制により一定の単位を修得した者及び学士の学位授与権を有していない教育施設で学習をした者に限り、しかも、それらの教育施設の審査・認定を行った上で、その施設で学習した個人の学士の学位認定を行うことが適当であると考ええる。それらの基準は明確に公表できるようなものであることが望ましい。

(3) 学位、特に修士・博士の学位を大学以外の機関が授与することに対しては、かなりの大学から疑問と反対が寄せられている。修士・博士の学位の授与の取り扱いの如何は、いうまでもなく我が国高等教育機関の根幹にかかわることである。大学審議会においてもこの取り扱いについては、まだ十分に検討がつめられていないようであるが、この点については今後とも大学関係者の意見を十分に聴取され慎重に検討されるよう要請する。かりに、学位授与を考える場合にあっては、原則として一定期間に亘る研究指導と不可分の関係にあると考えられている修士・課程博士の学位授与については、大学院と同等の水準の教育研究を実施している教育施設において、組織的・体系的な教育を受けた者に限定すべきであり、それ以外に学位を授与することについては、現行の各大学における論文博士の制度との関係、考えられている「学位授与機関」の学位審査体制等を考慮し、極めて慎重に検討することが必要である。

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

平成2年11月2日
理 事 会

平成2年11月14日
第 87 回 総 会

北陸先端科学技術大学院大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

（理事及び監事総会互選要領の一部改正）

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める（別表）理事地区定員表のうち、中部地区の項、所属大学の欄中「三重」の次に「北陸先端科学技術大学院」を加える。

（国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正）

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中（第4 15）を「第4 16」に、「計 93」を「計 94」に改める。

（なお、この第2条の改正に関連して北陸先端科学技術大学院大学の代表者は第4常置委員会の所属とする。）

そ の 他

■新規加入大学

(大 学)	(所在地)	(学 長)	(事務局長)
北陸先端科学技術大学院大学	〒920 石川県金沢市幸町12番1号 石川県庁幸町分室 別館4F (0762)60-0062	慶伊 富長	砂本 宏一

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
秋 田 大 学	渡部 美種	新野 直吉
神 戸 大 学	新野幸次郎	鈴木 正裕
徳 島 大 学	久保田晴寿	武田 克之
熊 本 大 学	松角 康彦	森野 能昌

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	新野幸次郎(神戸大学長)	早川 幸男(名古屋大学長)
第3常置委員会	松角 康彦(熊本大学長)	篠筈 憲爾(福島大学長)

○ 委員の委嘱

特別会計制度協議会	西澤 潤一(東北大学長)
-----------	--------------

○ 専門委員の委嘱

第1常置委員会	内田 弘保(名古屋大学事務局長)
---------	------------------

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会 （会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

* 寒気の中にもかすかに春の兆しが窺えるようです。

2回目の大学入試センター試験も無事終了し、引続いて第2次試験を迎えて各大学とも何かとご苦勞の多いことと拝察します。

* 11月総会では、大学審議会の大学教育部会及び大学院部会の二つの部会の「審議の概要(その2)」並びに「学位授与機関に関する審議の概要」に対する国大協としての意見の取りまとめなど、前6月総会に続いて、大学審議会への対応とともに、当面の重要課題である国立大学の研究教育環境の抜本的改善策について真剣な討議がありました。

* 巻頭エッセーには、高橋九州学長に“三紙に驢字を見て”を頂戴しました。国立大学の研究教育環境の改善方策の一環として、10月から11月にかけて、総理大臣をはじめ各方面に、国立大学の窮状を訴えるところに国の高等教育経費の大幅増額を要望してまわりましたが、その経緯とご努力の様子が描かれています。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対しお礼申し上げますとともに、要望活動にご協力を賜った諸先生に、この場を借りて深謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成3年2月26日 印刷
平成3年2月28日 発行 (非売品)

会 報 第131号

(第41巻第1号 通巻第131号)

編集兼 平 間 巖
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03(3812)2111 内線(7950・7951)
03(3813)0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社